

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第5回）

日時：令和8年2月12日（木）

13時30分から15時30分まで

場所：岩手県高校教育会館 小中会議室

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 内 容

(1) 報告：災害ケースマネジメント推進サポーター研修（アウトリーチ人材育成研修）等の実施について

(2) 議題

① 岩手県災害ケースマネジメントガイドライン（最終案）について

② 岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議について

4 閉 会

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第5回） 出席者名簿

○構成員等

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県立大学社会福祉学部	客員教授	齋藤 昭彦	
岩手県社会福祉協議会	事務局次長兼総務部長	斉藤 穰	
いわてNPO災害支援ネットワーク (認定NPO法人フードバンク岩手)	理事 (副理事長・事務局長)	阿部 知幸	
いわてNPO災害支援ネットワーク (NPO法人クチェカ)	会員 (理事・事務局長)	鈴木 悠太	
久慈市生活福祉部社会福祉課	課長	安部 信二	
葛巻町総務課	課長補佐	日向 信二	

○事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県 復興防災部	部 長	大畑 光宏	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	副部長兼復興危機管理室長	北島 太郎	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	総括課長	藤川 耕平	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	被災者生活再建課長	太田 栄時	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	中嶋 由紀	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 査	矢羽々 有	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 任	鈴木 真那	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 事	伊藤 寛治	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	総括危機管理監兼 放射線影響対策課長	石川 一行	
岩手県 復興防災部 防災課	主任主査	横森 宅弥	
岩手県 保健福祉部 地域福祉課	特命課長	木村 康彦	

災害ケースマネジメント推進サポーター研修について(報告)

【 盛岡会場 】

- ・ 日時 : 令和8年2月2日(月)
- ・ 場所 : 岩手県高校教育会館大ホール
- ・ 参加者数 : 26名
- ・ サポーター登録者数 : **23名**

【 釜石会場 】

- ・ 日時 : 令和8年2月3日(火)
- ・ 場所 : 釜石市民ホールTETTO ホールB
- ・ 参加者数 : 10名
- ・ サポーター登録者数 : **4名**

(参加者)

市町村職員、社協職員、DWAT関係者、防災士、NPOなど

(研修内容)

災害ケースマネジメントの理解促進、被災者支援における基本的姿勢、介入方法及び情報収集 等



【災害ケースマネジメント推進サポーター受講修了証】

令和7年度災害ケースマネジメント推進サポーター研修 開催要領

1 目的

少子高齢化による人口減少等に起因して自治体職員が減少する中、発災時に増大する自治体業務における被災者支援の担い手不足に対応するため、令和7年度から「災害ケースマネジメント推進サポーター研修（基礎研修）」を実施し、地域における被災者支援の担い手の発掘・育成に取り組めます。

本研修では、被災者支援の手法である「災害ケースマネジメント」に関する理解促進、被災者を支援する活動を行う際の心構えやコミュニケーションの手法等の必要な知識を習得することを目的としています。

2 主催

岩手県

3 参加対象者

市町村職員、県・各市町村の社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、災害派遣医療チーム（DMAT）関係者、災害派遣福祉チーム（DWAT）関係者、災害派遣精神医療チーム（DPAT）関係者、民生委員、自主防災組織、消防団、防災士、学生等

（注）参加希望者多数の場合は調整させていただきますので御了承ください。

4 日時、会場、定員

開催地	盛岡市	釜石市
日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30	令和8年2月3日（火） 11:00～16:30
会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール （盛岡市志家町 11-13）	釜石市民ホール TETTO 1階 ホールB （釜石市大町 1-1-9）
定員	30名	30名

5 内容

別表のとおり。

6 受講料

無料

令和7年度災害ケースマネジメント推進サポーター研修開催日程

1 盛岡会場

日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30
会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール（盛岡市志家町 11-13）
12:30～13:00	受付
13:00～13:05	開会
13:05～13:15	災害ケースマネジメント推進サポーターの説明 説明者：岩手県
13:15～13:35	災害ケースマネジメントの説明 説明者：内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付（企画法令担当）黒濱 綾子 氏
13:35～17:30 （途中休憩あり）	講義・演習 ① 講義「被災者支援における基本姿勢、介入方法及び情報収集について」 講師：岩手県立大学社会福祉学部 講師 高木 善史 氏 ② 演習 演習1～3（各60分程度） ・ 「発災直後・避難所運営」、「避難所閉所・復旧復興」、「仮設移行後の自立支援・生活再建」の3つのフェーズに分けて演習を行う。 ・ 自然災害が発生した場合、どのような問題が起こるのか、グループワークを行う。 ・ 最後に研修を振り返り、各圏域や市町村で、実際どのようなことに取り組んでいけばよいのか、意見交換を含めたグループワークを行う。 対応者：伊藤 隆博 氏（神戸学院大学） 高木 善史 氏（岩手県立大学） 小泉 進 氏（盛岡赤十字病院）
17:30	閉会

主 な 意 見 等	対 応
<p>【市町村意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の連携について、防災部署のみ、福祉部署のみでは取組が推進できないことを周知してほしい。 ・ 災害ケースマネジメントの実施にあたり、市町村が予算措置しなければならない部分を示していただきたい。 ・ 民生委員の負担増、なり手不足が問題となっているため、民生委員ばかりを表に出さず、災害ケースマネジメントの実施者について、「民生委員等」から、「民生委員、防災士等」に改められないか。 <p>【推進検討会議、内閣府ほか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインの定期的な見直しについて明記したほうがよい。 ・ 訪問調査で用いるヒアリングシートを掲載したほうがよい。 ・ 災害ケースマネジメントの実施の検討について、実施しない場合があるという想定でよいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携についての内容を追記。【第2章-2（2）】 ・ 事業の実施にかかる財源等のイメージについて、内容を追記。【第2章-3】 ・ 記載を「民生委員、防災士等」に修正。【第3章 p.21】 ・ 改訂の検討について、概ね2年ごとの定期的な見直しについて明記、「改訂履歴」を追加。【第1章-2（2）】 ・ 付属資料に追加、またヒアリングシートについて記述を追加。【付属資料3、第2章-1（1）】 ・ 「実施しない」という想定を削除。【第2章全体】

災害ケースマネジメントガイドライン(最終案) – 主な変更点について –

主な意見等	対応
<p>【推進検討会議、内閣府ほか】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット法の住宅確保要配慮者として、被災者も含まれる。連携先の想定として、居住支援法人や居住支援協議会との連携も考えられる。 アウトリーチ人材育成研修について、基礎研修（推進サポーター研修）の内容を追記したほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定される連携先として追加。【第2章-1（3）】 アウトリーチ人材育成研修について追記し、研修の開催要領及びアウトリーチ人材育成研修プログラムの調査研究の一環として行われた市町村調査の結果を付属資料として追加。【第4章、付属資料2】 <p>※ その他、推進検討会議でいただいた御意見をもとに、内容について加除修正。</p>

【参考】市町村調査について

問 「災害ケースマネジメントガイドライン」に基づき、災害ケースマネジメントの手法による被災者支援を実施できるか。

実施できる	3
すぐには実施できないが、実施できるよう準備する	27
実施できない	3

- 地方では、高齢化等により地元住民等の担い手が不足していることや、労力に対する災害時におけるマネジメントの実効性に疑問がある。
- 時間と人員的に余裕がないため。

災害ケースマネジメントの実施に必要な準備（複数回答）	
実施体制の検討が必要	25
庁内の部署の連携・役割分担の調整が必要	23
庁外機関（社協・NPO等）との連携・役割分担の調整が必要	19
災害ケースマネジメントの理解・ノウハウが不足	1
その他	1

◎「その他」の内容
 災害をきっかけとして災害ケースマネジメントに取り組んできたが、年数も経過し、高齢化や人口減少が急速に進み、地域自治の担い手が不足しており、支援体制の再構築が必要な状況になっている。

岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議について

1 設置の目的

県、市町村、被災者支援に関わる関係団体（社会福祉協議会、専門士業等団体、災害中間支援組織）が連携して被災者支援に取り組むことができる体制を整備し、災害発生時にすみやかに支援をスタートできる仕組みづくりを目的とする。

2 取組の方向性

(1) 災害ケースマネジメントについての理解促進

(2) 多様な連携主体の確認

どのような連携先があるのか、平時はどのような活動をしているのか＝「顔の見える関係」づくり

(3) 連携主体それぞれの役割分担

- ◎ それぞれの機関において得意なこと・災害時に何ができるか＝「餅は餅屋」を知ること
- ◎ 発災時、ネットワーク会議のコアメンバー（幹事会）が参集。事務局（県）が中心となり、被災状況等を確認しながら、ネットワーク会議としての対応を検討する。

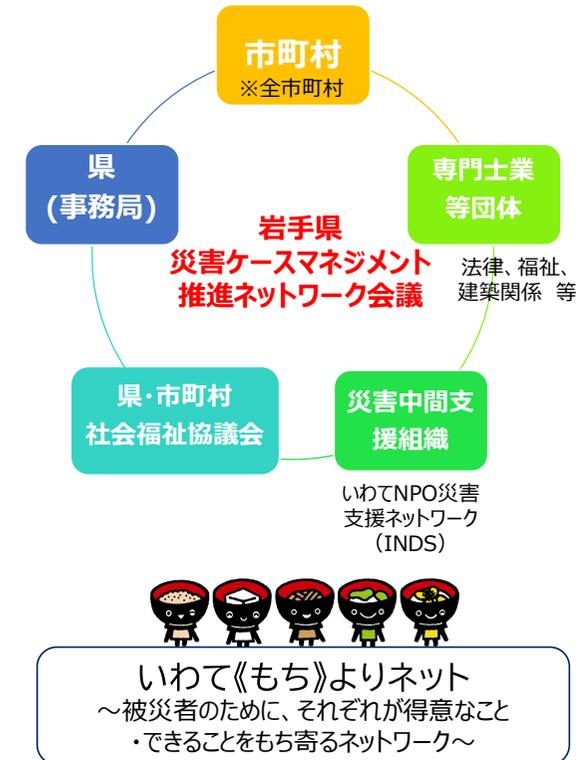
(4) 実施モデルの作成

発災時、多職種が連携した支援が入る《ワンパッケージ》の仕組みを参画団体と検討していく。

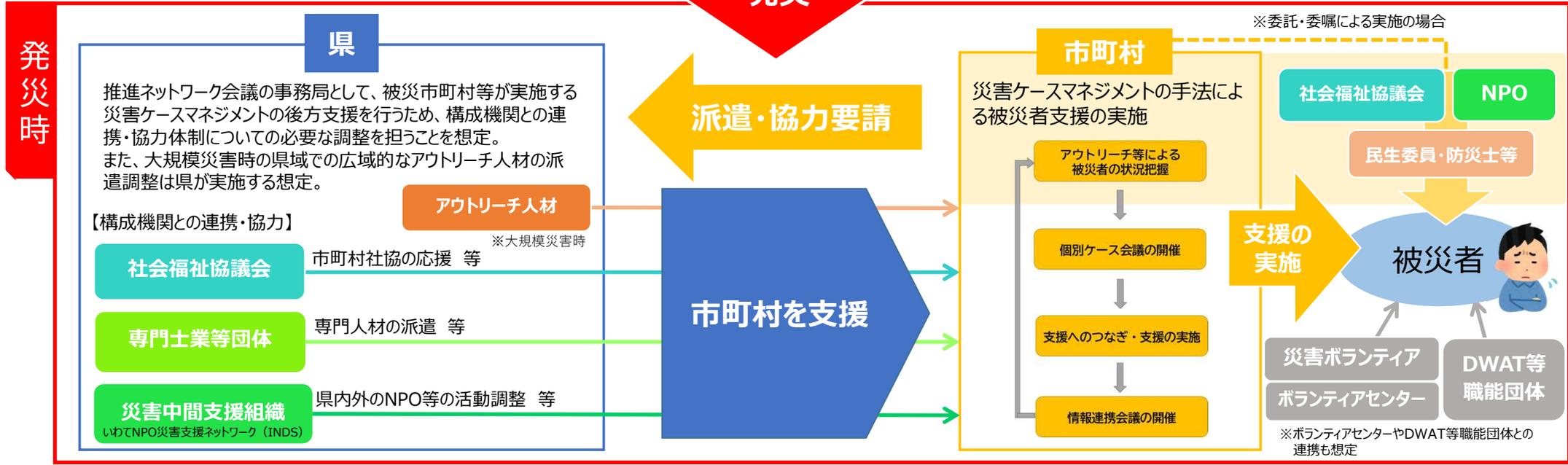
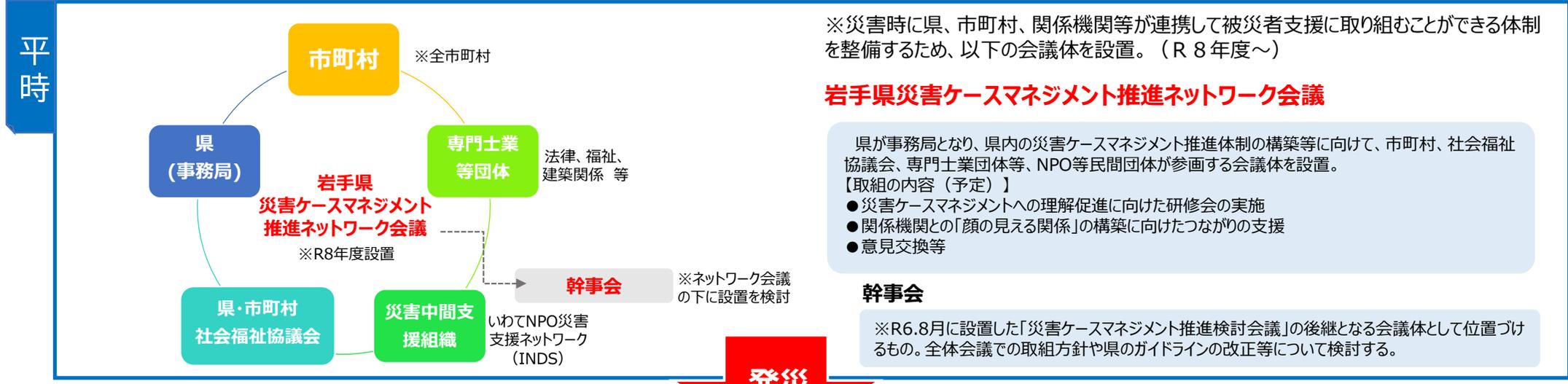
3 参画団体との調整状況

弁護士会、社会福祉士会、建築士事務所協会、FP協会に対し、本県の災害ケースマネジメント推進の取組状況及びネットワーク会議について、説明を実施。引続き各団体に説明を行い、ネットワーク会議への参画を要請していく。

ネットワーク会議について、将来には参画を希望する団体等（民間企業含む）への拡大も検討。



【参考】 岩手県の災害ケースマネジメント体制における市町村・関係機関・県の連携イメージ



岩手県災害ケースマネジメント ガイドライン

(最終案)

令和8年2月

岩手県

目次

		ページ
第1章	はじめに	
1-1	災害ケースマネジメントとは	1
1-2	ガイドラインについて	2
1-3	これまでの県の実施状況	3
第2章	災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）	
2-1	発災後の流れ	6
2-2	災害ケースマネジメントの実施体制	14
2-3	災害ケースマネジメントの実施に活用可能な事業	17
第3章	災害ケースマネジメントの実施（平時の取組）	
3-1	実施体制の検討・計画等への位置づけ	21
3-2	連携が想定される関係機関との「顔の見える関係」の構築	21
3-3	被災者支援に関する各種制度の把握・理解	23
第4章	人材育成・発災時の人材派遣体制	
4-1	研修・人材育成の実施	24
4-2	人材派遣体制の整備	27
第5章	個人情報の取扱い・デジタル技術の活用について	
5-1	災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱いについて	27
5-2	災害ケースマネジメントの実施に係るデジタル技術の活用について	31
【参考文献等】		
【参考資料】		
付属資料1	災害ケースマネジメントの実施にあたり参考となる情報 県内の災害ケースマネジメントの実施事例	34
付属資料2	災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成プログラムに関する 調査（第4章関係）	40
付属資料3	参考様式集	46

改訂履歴

版	改訂	改定内容
第1版	令和8年(2026年) ●月	初版発行

第1章 はじめに

1-1. 災害ケースマネジメントとは

(1) 災害ケースマネジメントの定義

《災害ケースマネジメント》とは、令和5年3月に内閣府が公表した「災害ケースマネジメント実施の手引き」（以下「国手引き」という。）によれば、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」とされています。

従来の被災者支援では、行政が金銭給付や税制上の減免措置等の支援メニューを用意して被災者の申請を待つ「申請主義」が中心でしたが、災害ケースマネジメントによる被災者支援においては、被災者の個別訪問や身近な場所での相談会の開催等（アウトリーチ）により、支援が必要な被災者を行政等が積極的に発見・状況把握をし、適切な支援機関につなげる取組であり、**支援の漏れや在宅等避難者への支援の提供、災害関連死の防止、被災者の自立・生活再建の早期実現の効果が期待されています。**

なお、このような被災者支援の手法は、災害ケースマネジメントと称していない取組も含め、災害時にはすでに全国的に実践されており、岩手県（以下「県」という。）においても、東日本大震災津波の被災地における岩手県社会福祉協議会による《生活支援相談員》の活動や平成28年の台風10号における任意団体《岩泉よりそい・みらいネット》による相談支援、令和7年2月の大船渡林野火災における大船渡市と大船渡市社会福祉協議会による「被災者見守り・相談支援事業」、大船渡市、住宅金融支援機構及び県の主催する住宅再建個別相談会、さらには、任意団体《大船渡よりそい・みらいネット》の相談支援活動も災害ケースマネジメントの手法による被災者支援であると言えます。

(2) 災害ケースマネジメントの必要性

本県は、これまでも、東日本大震災津波をはじめとした大規模な津波災害^(注)に何度も見舞われてきたほか、未曾有の被害をもたらしたカスリン・アイオン台風^(注)、そして平成28年の台風10号などの台風、大雨、火災等の災害を幾度も経験してきました。

(注)

- (1) 過去の主な大規模な津波災害については、「明治三陸大津波」（明治29（1896）年。死者18,158人、負傷者2,943人、流失倒壊家屋5,527戸）や「昭和三陸大津波」（昭和8（1933）年。死者1,408名、傷者805名、行方不明1,263名、家屋流失等4,189戸）、「チリ地震津波」（昭和35（1960）年。死者57名、行方不明5名、住家全壊・流失962棟）がある。
- (2) カスリン台風は、昭和22（1947）年9月14日～16日、一関市周辺が甚大な洪水被害に見舞われたもの。被害は死者130人、行方不明者38人、住宅被害は42,161戸に上る。翌昭和23（1948）年9月16日～17日にはアイオン台風が襲来し、死者393人、住宅被害は33,646棟に上る。

また、昨今の自然災害の頻発化・激甚化、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの大規模な自然災害も懸念されていることや、地域の急速な人口減少・つながりの希薄化が進む現状を鑑みれば、被災経験のない市町村においても、災害ケースマネジメントの手法による被災者支援について理解を深めておくこと、災害対応の経験が豊富な民間団体等と平時からいざというときに連携できる体制を整えておくことは、災害発生時に《誰ひとり取り残さない》きめ細やかな被災者支援を実現するための急務であると考えます。

1-2. ガイドラインについて

(1) ガイドラインの目的

「岩手県災害ケースマネジメントガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、市町村が災害ケースマネジメントの手法による被災者支援を実施、また、災害ケースマネジメントの実施体制を検討するにあたり、参考とすべき事項を示した取組指針です。

なお、ガイドラインの内容は国手引きの内容を踏まえて作成していることから、災害ケースマネジメントの実施に当たっては国の「災害ケースマネジメントの手引き」及び「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」もあわせて活用してください。

内閣府（防災担当）「災害ケースマネジメントの手引き」・「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>



(2) ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは「岩手県地域防災計画」及び「岩手県地域福祉計画」に基づき作成したものであり、国の取組状況等の社会情勢、新たなノウハウや事例等を反映させながら、概ね2年ごとに定期的な見直しを行い、継続的に改訂の検討を行うものです。

●岩手県地域防災計画 【抜粋】

第2章 災害予防計画 第5節

第1 基本方針

4 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画 第2節 生活の安定確保計画

第2 被災者の生活確保

5 被災者生活再建支援制度の活用

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

●岩手県地域福祉計画 【抜粋】

5 被災経験を活かした支援体制づくり

(2)-ア-(ア) 被災者支援に従事する者の確保・育成

【施策の方向】

⑤ 被災者の自立・再建プロセスを支援する災害ケースマネジメントの体制整備に向け、県、市町村の防災や福祉部局、地域の様々な関係機関・団体を対象とした研修などを実施し、取組への理解促進や支援スキルの習得など支援者の資質向上を図ります。

1-3. これまでの県の取組状況

(1) 災害ケースマネジメントの理解促進に向けた取組

県は、市町村や関係機関等を対象として、災害ケースマネジメントの理解促進を目的とした研修会を令和5年度から開催しています。また、令和5年度に行われた災害ケースマネジメントに対する市町村の認識や体制構築等の平時の取組状況、課題についての国の調査以降、毎年同様の調査やヒアリングを実施しています。

(2) 人材育成に向けた取組

県において被災者支援を担う人材を育成するため、岩手県立大学に調査・研究事業を委託し、被災者の個別訪問等のアウトリーチ支援を行う際に必要なスキルの習得等を目的とした「アウトリーチ人材育成プログラム」を作成しました。

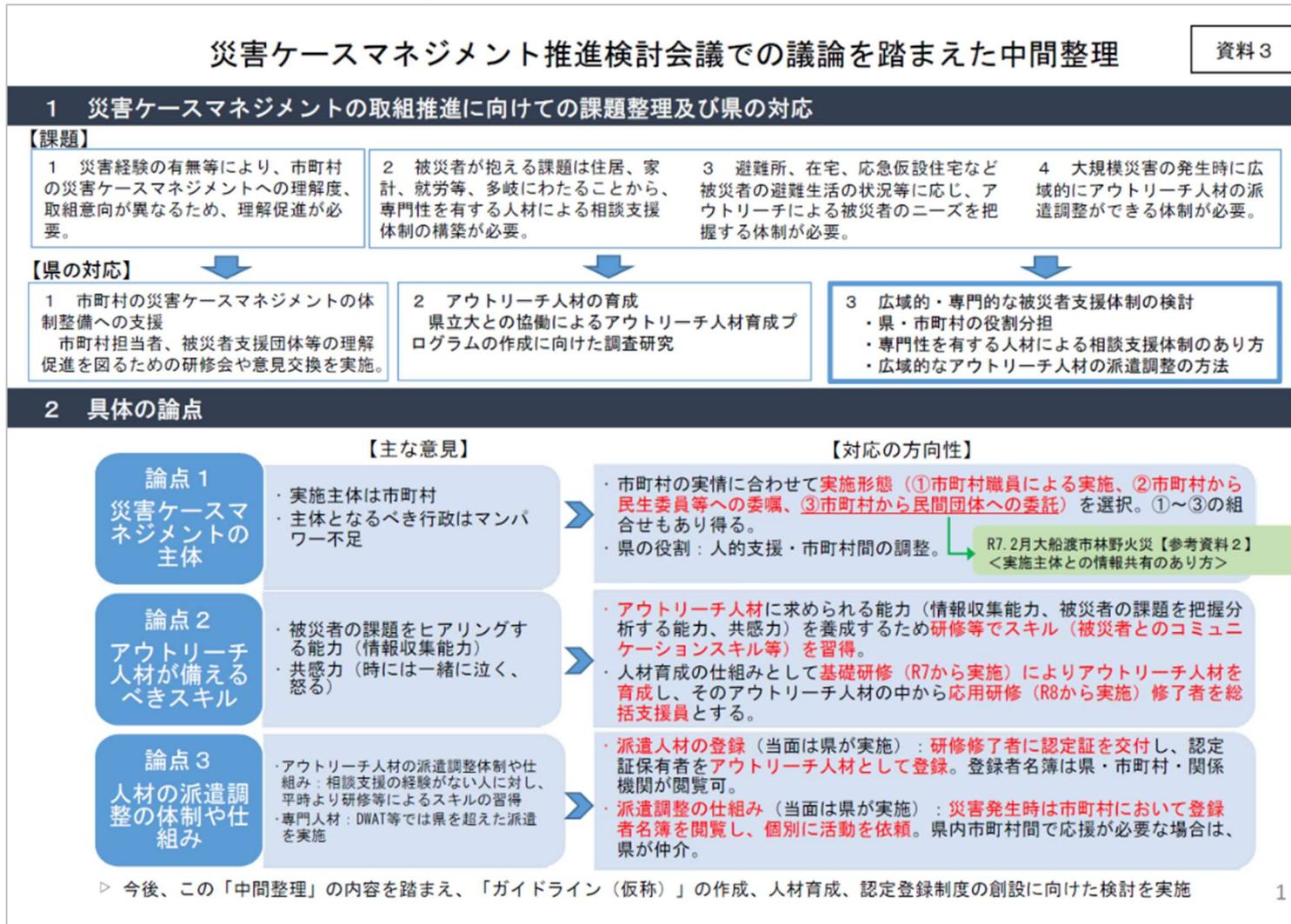
このプログラムに基づき、市町村、関係機関等を対象とした研修会を令和6年度に初めて実施し、さらには、令和7年度から、少子高齢化・人口減少等による市町村職員等のマンパワー不足の課題に対応するため、被災者支援の担い手の育成を目的とした人材育成研修（「災害ケースマネジメント推進サポーター研修」）を実施しています（詳細は第4章参照）。

（３）関係機関との連携体制の構築に向けた取組

県として災害ケースマネジメントの取組を推進するに当たり、広く福祉分野と防災分野の有識者や関係機関等と意見交換を行うため、令和 6 年度から 2 年を設置期間として、令和 6 年 8 月 9 日に「**岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議**」を設置しました。

また、この会議において、災害ケースマネジメントに係る本県の現状と課題を整理し、「災害ケースマネジメントの主体」、「アウトリーチ人材が備えるべきスキル」、「人材の派遣調整の体制や仕組み」の 3 つの論点について、その対応の方向性、ガイドラインの作成に向けた議論を行いました（詳細は次項を参照）。

【参考】災害ケースマネジメントに係る本県の現状と課題



（出典：岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第3回）資料）

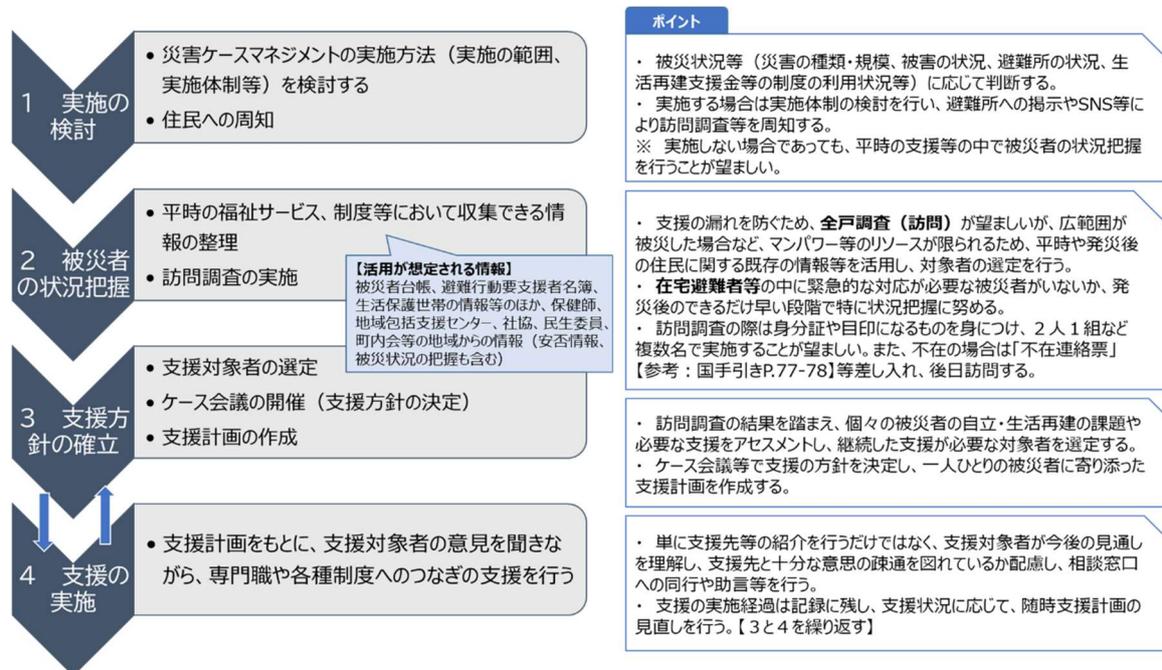
第2章 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

【国手引き：P32-138】

災害ケースマネジメントによる被災者支援の実施にあたっては、大きく分けて「発災時の取組」と「平時の取組」があります。はじめに、発災後の実施の流れについて説明します。

2-1. 発災後の流れ

発災時の災害ケースマネジメントの開始時期や実施手順は、災害の種類、規模や被災状況、各市町村の職員等のマンパワー、専門的知見のある人材・NPO 等の社会資源が異なるため、それぞれの地域の実情に応じ、受援体制も含め、柔軟に検討する必要がありますが、基本的には以下の手順で実施します。



（1）災害ケースマネジメントの実施の検討

国手引き（P.9）では、災害ケースマネジメントの実施にあたって、発災後を3つのフェーズ、「**発災直後～避難所運営段階**」、「**避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階**」、「**応急仮設住宅供与段階以降**」に区切り、それぞれのフェーズにおける取組の目的等を示しています。

災害の種類（地震津波・台風など）や規模等に応じて、活動の中心となる段階は変化しますが、一般的には、被災者の自立・生活再建に向けた伴走型の支援の必要性が高まる「**避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階**」において、災害ケースマネジメントに基づく被災者支援を実施することが考えられます。

また、小規模災害や被災範囲が限定的な場合は、避難所等における健康把握や発災直後から行われる訪問において、災害ケースマネジメントに関係する事項についても、ヒアリングシート【付属資料3参照】の活用により、最低限の聴き取りを実施することも積極的に検討します。

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

災害ケースマネジメントを実施する場合、被災状況などから実施体制を検討し（ガイドライン第2章2-3）、訪問調査や避難所での聴き取りのスケジュールを広報や掲示板、SNS等を使って住民に周知します。

なお、国の手引きでは、住宅の被害を想定したフェーズにより区分していますが（次項参照）、住宅に被害がない被災者や在宅避難（車中泊を含む）をしている被災者（以下「在宅避難者等」という。）についても、災害ケースマネジメントの対象であることから、在宅避難者等の中に緊急的な対応が必要な者がいないか、発災直後の早い段階において在宅避難者等の状況把握に努める必要があります。

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.13	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅 災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） P.17	支援関係機関、NPO等との連携		
	計画等への位置づけ P.28	人材確保・育成、研修実施 P.150		
		災害ボランティアセンター設置・運営		
		支援拠点の設置・運営		
被災者支援		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用 P.145		
	アウトリーチ等	P.59 ○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につき、災害関連死を防止	P.60 ○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	P.105 ○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
	災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	P.86 ○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	P.117 ○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	P.95 ・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施	P.129 適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
災害ケースマネジメント 情報連携会議	P.50 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	P.85 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	P.136 ○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	

【災害ケースマネジメントの実施の流れ】

（出典：内閣府防災「災害ケースマネジメント実施の手引き」）

（２）被災者の状況把握（アウトリーチ等）

① 既存の情報の整理

支援の漏れを防ぐため、基本的に被災したと思われる**住民の全戸調査（戸別訪問）**が望ましいとされています。しかしながら、災害発生時において、人手はいくらあっても足りないという状況が想定されます。

そこで、まずは、平時から支援に関わる保健福祉部署等を持つ情報（介護、障がい、子ども（ひとり親）、生活困窮・生活保護、難病など）や防災部署等を持つ情報（被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等）、避難所や地域からの情報提供等を活用し、訪問調査の実施に当たり、優先的に回る対象者（支援から取り残されそうな方）を決定し、リスト化する必要があります。

なお、整理した情報は被災者台帳システムなどに記録し、データとしてまとめておくことにより、その後の支援経過の把握もスムーズになることから、活用が検討されます。

② 訪問調査の実施

対象者をリスト化した後、訪問調査を行う際のポイントは次のとおりです。

【調査員の体制等】

- 話を聞く人と記録を取る人とで役割分担ができる複数名（２人１組等）が望ましい。
- 行政以外の支援機関（社会福祉協議会、災害ボランティア等）が調査を実施する場合、初回の訪問は被災地の自治体職員等の地域のことをよく知る人物が、ペアで訪問することも検討する。
- 訪問対象者の被災状況や訪問の目的に応じて、保健師等、専門的知識のある人材（弁護士、建築住宅関係、社会福祉士、NPO など）に同行してもらうことも有効であること。
- 信頼関係の構築のため、地区担当を決めるなど可能な限り同じ調査員が訪問することが望ましい。

【確認する内容】 ※国手引きによる実施段階「避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階」を想定
聴き取りを行う内容は、被害の状況のほか、次のようなものが考えられること。

住まいの再建	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の再建に係る意向（修理、新築・購入、公営住宅、賃貸住宅、親族との同居 等） ・ 罹災証明書の取得状況（前回、大規模半壊、半壊 等） ・ 経済状況等（就労、収入（給与所得、年金等）、資産、債務 等） ・ 住宅再建の進捗状況（見積りの取得、請負契約の締結状況 等）
日常生活の自立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の状況（家族構成、生活状況、健康状態、要支援者の該当、関係性 等） ・ 健康状況（既往歴、医療機関の受診状況、介護サービス等の状況 等） ・ 避難生活における住環境（食事、入浴、トイレ、冷暖房の有無 等） ・ 近隣との関係、買い物等の交通手段、家事の状況 等 ・ その他抱える問題について

【準備するとよいもの】

種類	目的等	備考
身分証・名札	訪問調査員であることを示すもの。訪問される側の安心感につながり、調査員を認識しやすくするもの	災害ケースマネジメント実施主体が用意する
目印になるもの（ヒブス、腕章）		
訪問対象者リスト	一覧表及び個票（既存の情報をまとめたもの）	【参考】県手引き付属資料
チラシ等（訪問調査を行う機関の連絡先を記載されたもの）	訪問調査の説明や案内チラシを訪問時に渡し、後から訪問対象者が確認しやすくするもの	
訪問調査票	被災者から聞き取った内容をまとめるもの	【参考】県手引き付属資料
不在連絡票	訪問先が不在時に差し入れるもの	【参考】国手引きP.77-78

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

【訪問時の留意点】

- 初回の訪問では、調査員の所属等の自己紹介を行い、訪問の目的を丁寧に説明する。
- 訪問調査において被災者から聴き取った情報については、支援の実施に当たり、関係機関に情報提供してもよいかどうか、利用目的を説明の上、本人から書面又は口頭により同意を取得する。
- 不在の場合は不在連絡票を差し入れ、連絡票に反応がない場合は後日再度訪問する。
- 訪問に拒否的な場合は無理な聴き取りはせず、自己紹介や挨拶のみとし、徐々に信頼関係を築きながら、被害の状況の確認や困りごとがないかなどの聴き取りを目指すこと。

【調査員側の留意点】

- 訪問調査において知り得た被災者の個人情報について、秘密保持に留意すること。また、個人情報の取扱いについての詳細はガイドライン第5章を参照すること。
- もともと「困っていること」を自覚しにくい、困っていても話せないという方もいるため、本人の発言だけでなく、表情や身なり、家の中や周囲の様子等も観察しておくこと。
- 被災者から被災体験等を聞くことにより、調査員も心理的負担を感じることもあるため、調査員自身のメンタル・ケアも大切であることを理解しておくこと。

＜被災者のこころを守るために＞

聴き取りに当たっては、被災によりつらい体験をした被災者をさらに傷つけることのないよう適切な配慮も必要とされます。

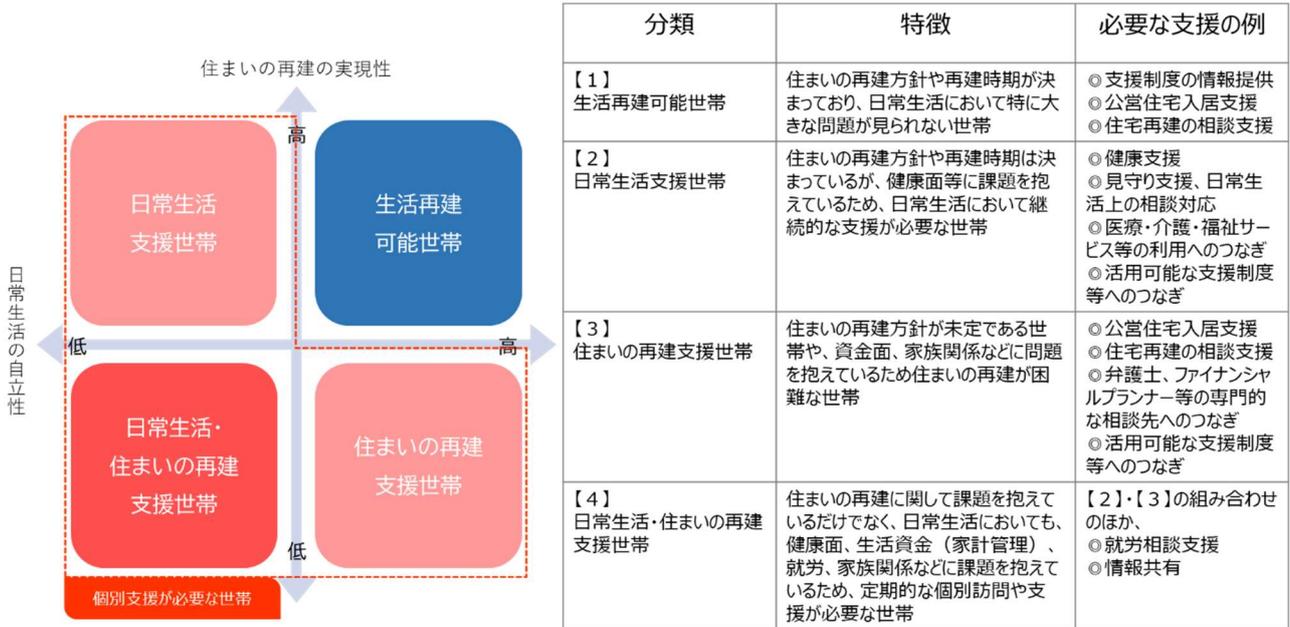
また、訪問調査等のアウトリーチによる情報の把握が特に重要となる自ら支援にアクセスできない方は、発災前からさまざまな困難や課題を抱えていることも多いものです。

相談支援業務に従事した経験がない自治体の職員等が、災害発生時に被災者の訪問調査を担うことも想定されることから、防災部署・福祉部署限らず、県が行うアウトリーチ人材育成研修（ガイドライン第4章参照）などの被災者への聴き取りに関する基本的な心構えを習得する研修を平時に受講しておくことが望ましいです。

（3）支援方針の確立

訪問調査等により得られた個々の被災者の情報や支援のニーズを踏まえ、継続した支援の対象者の選定や自立・生活再建に向けた支援方針の検討・評価（アセスメント）を行います。

なお、検討に当たり、「日常生活の自立性」と「住まいの再建の実現性」の2つの軸で評価する手法があります。



この指標に基づき、必要な支援方策の検討や見守り・訪問等の頻度を判断するほか、個別ケース会議における協議のたたき台として活用することが想定されます。（国手引き P.79）

また、支援の開始後もアセスメントを継続的に繰り返すことにより、課題の進捗管理や支援方針の変更を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った支援にフィードバックできることが期待されます。

① ケース会議の開催

おおよその支援方針が定まったとき、あるいは、支援の実施後に何らかの問題で支援が上手くいかない状況となったときは、支援に関わる機関を集め、情報共有や意見交換、支援方針の決定を目的としたケース会議を開催し、協議を行います。

参加する機関は、個々の被災者の課題に応じて変わりますが、次のような機関が考えられます。

分野等	想定される関係機関（例）
行政（市町村・県）	防災、福祉、住宅、廃棄物、用地等に関する部署
保健・医療機関	保健所、かかりつけの医療機関（地域医療連携室）等
高齢者	地域包括支援センター、介護サービス事業所等
障がい者	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等
子ども	学校、教育委員会、児童相談所等
生活困窮・生活保護	自立相談支援機関、市・県福祉事務所
ひとり親家庭	ひとり親家庭等応援サポートセンター等

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

居住支援	居住支援法人
女性相談・DV	配偶者暴力相談支援センター（福祉総合相談センター、男女共同参画センター）、広域振興局 等
外国人	災害時多言語支援窓口（岩手県国際交流協会） 等
LGBT等	男女共同参画センター
地域福祉等	民生・児童委員、町内会（自治会）、親族 等
民間団体等	各分野の専門士業関係（弁護士等）、NPO、ボランティア団体 等

なお、実際には被災者への支援を開始してから、関係者が集まりケース会議を開催することも考えられますので、柔軟に運用することが可能です。ケース会議の開催に当たっての留意点は次のとおりです。

【ケース会議開催時の留意点】

- 参加機関との情報共有については、支援対象者本人の同意に基づき情報共有を行うこと。
- 参加機関には支援対象者の重要な個人情報も取り扱うことから、秘密保持の義務について誓約書等の提出を求め、会議に使用した資料の取扱いについては十分に注意し、主催者による回収又は参加機関に対し適切な管理を行わせること。
- 個別ケース会議は、複数のケースを同一の日程で開催することも想定されるが、その場合においては、参加機関をすべてのケース会議に参加させるのではなく、対応する支援対象者の部分のみ参加する等の配慮を行うこと。

《ケース会議の開催方法》

ケース会議の開催については、既存の福祉制度の会議の枠組みを活用し、会議の運営のノウハウを利用するとスムーズです。

【例】介護保険制度：地域ケア会議、障がい者福祉制度：自立支援協議会、児童福祉制度：要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援制度：支援会議、重層的支援体制整備事業：重層的支援会議 等

②支援計画（自立・生活再建支援計画書）の作成

ケース会議において協議した支援方針を受けて、支援対象者一人ひとりに寄り添った支援計画（自立・生活再建支援計画書）を作成します。【参考：付属資料】

なお、作成に当たっては、ケース会議と同様、既存の福祉制度等（障がい福祉：個別支援計画、生活困窮：支援プラン等）における個人の支援計画を作成するノウハウを応用することが考えられます。

（４）支援の実施

作成した自立・生活再建支援計画書に基づき、必要な支援につなぐ支援や直接支援を実施します。支援を実施した場合は、支援内容や結果を記録し、支援経過を参照できるようにしておきます。

また、支援を実施しても効果が見られないときや、支援対象者等の状況が変化したときは、随時支援方針の見直しを行い、ケース会議により関係者で意見交換等を行います。

（５）支援の終了

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

（３）と（４）を繰り返し実施していくことにより、支援対象者の自立・生活再建プロセスが進んでいくと、今度は支援の終了について検討することとなります。

支援の終了時期については、（３）のアセスメント結果により実施主体が判断しますが、例えば、住まいの再建が課題である世帯については、住宅の再建方針（建設・購入や公営住宅等への恒久的な入居）や再建時期の決定、また、住宅の修繕の完了、公営住宅への恒久的な入居を決めること等が考えられます。

また、日常生活において支援が必要な世帯については、平時の既存の制度につながった上で、新たな支援者との信頼関係をある程度築いた段階等が考えられます。

いずれの場合においても、支援対象者本人の意向も確認しながら、総合的に判断し、支援の終了を検討する必要があります。

（６）災害ケースマネジメント情報連携会議

国手引き（P.9）の全体像のとおり、支援の実施とあわせて、災害のフェーズに応じて、個々の被災者の支援方針の検討を除く、被災者支援の全体状況の把握や関係者間の情報共有を目的とした「情報連携会議」を開催することが望まれます。

2-2. 災害ケースマネジメントの実施体制

(1) 実施体制の検討

災害ケースマネジメントは被災者支援の手法であり、**被災者支援の実施主体は市町村**です。

実施にあたっては、まず、**災害の規模や被災状況、災害ケースマネジメントの実施体制等の準備状況、地域の社会資源等の状況（市町村職員・地域のマンパワー、専門的な知見を有する人材（士業やNPO）等）**に応じて、実施体制を検討することとなります。

なお、実施形態（実施者の選定）について、市町村行政におけるマンパワー不足に対応する必要があるとして、岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議では、従来どおり市町村職員が行う「直営」方式以外に、取組の一部又は全部を委嘱・委託により実施することも考えられるとしています。その場合も、災害ケースマネジメント全体のコントロールは実施主体である市町村が行う必要があります。

職員数や地域の社会資源に限られる市町村においては、社会福祉協議会やNPO等の民間団体など、市町村職員以外が実施者となる実施形態（単体・あるいは複数）を選択することも検討してください。

論点1 災害ケースマネジメントの主体	
【第1回会議の意見】 ・ 実施主体は市町村 ・ 行政が主体となってやるべきだが、マンパワー不足	
実施形態	主体となって活動する人・機関(例)
①市町村職員による実施	・ 市町村職員（行政職、保健師等）
②市町村から委嘱	・ 民生委員、防災士、集落支援員、地域おこし協力隊 等
③市町村から民間団体へ委託	・ 市町村社協、NPO団体 等 (例) 岩泉よりそいみらいネット (市町村は災害ケースマネジメント全体をコントロールする役割)
※ 市町村の実情に応じていずれを選択するか検討 ①～③の組み合わせもあり得る ※ 県の役割: 人的支援・市町村間の調整	

(出典：岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議第2回資料)

なお、**発災直後に行う被災者の状況把握**については、特に多くの人的資源を必要とするため、災害対応関係部署や平時から住民の相談支援に当たる福祉部署だけではなく、庁内のさまざまな部署との連携や、災害派遣福祉チーム（DWA T）、庁外の民間団体等（社会福祉協議会、NPO、災害ボランティア等）との官民連携・協働による実施を検討する必要があります。

（２）庁内の連携

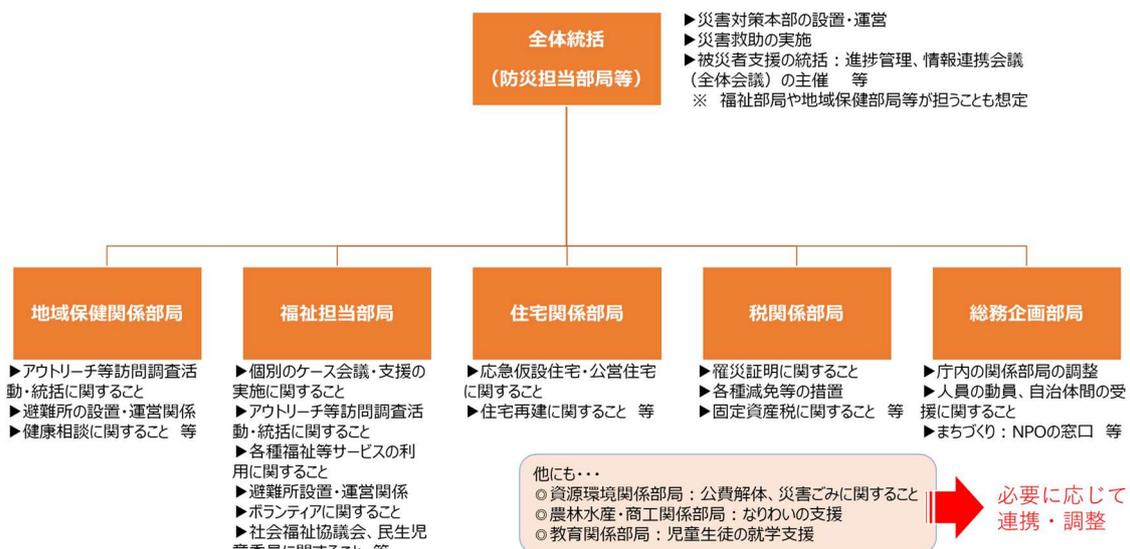
庁内の連携体制について、組織的な構成と想定される役割分担を検討・整理することが必要です。

災害対応にあたっては、さまざまな庁内の連携が必要です。被災者支援の実施にあたっては、さまざまな部署が所管する制度の活用が必要になるとともに、庁内の主たる部署だけではなく、災害対策本部が設置される防災関係部署や、平時から既存の福祉制度等の中でアウトリーチ支援やケース会議の会議運営等を実施する保健福祉部署との連携が不可欠です。

日常的に継続した支援が必要な方は、被災者支援という枠組みだけではなく、いずれは平時の制度に移行していきます。切れ目のない支援のため、平時の制度を所管する部署も主体となって取組むことが必要です。

災害対策本部の直下に関係部署職員を集め、「被災者支援チーム」等を立ち上げ、ワンストップの体制を構築することも効果的です。

例：市町村における組織的な体制構築と役割分担の内容



（３）庁外の連携

被災者の自立・生活再建に向けた課題の解決には、福祉的な支援や制度だけではなく、**専門的知見を持つ多様な機関との連携**が不可欠です。

一方で、専門士業等の人材の状況、NPO等市民活動の状況などには地域の遍在があり、簡単に連携体制を構築することができないのも事実であり、また、これまで官民連携の経験がない市町村にとっては、災害発生という非常事態になってから、外部の機関の受入れを決めることは容易ではありません。

平時から連携が見込まれる関係機関について検討しておき、連携方法の確認や活動の情報共有などを通して、「顔の見える関係」を構築することが重要です。

被災者支援における連携先の検討にあたっては、平時の医療・介護・福祉等のサービスや既存の福祉制度において関わりのある民間事業者・団体との連携体制や会議体（ケース会議等）を活用するこ

2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

とが有効です。

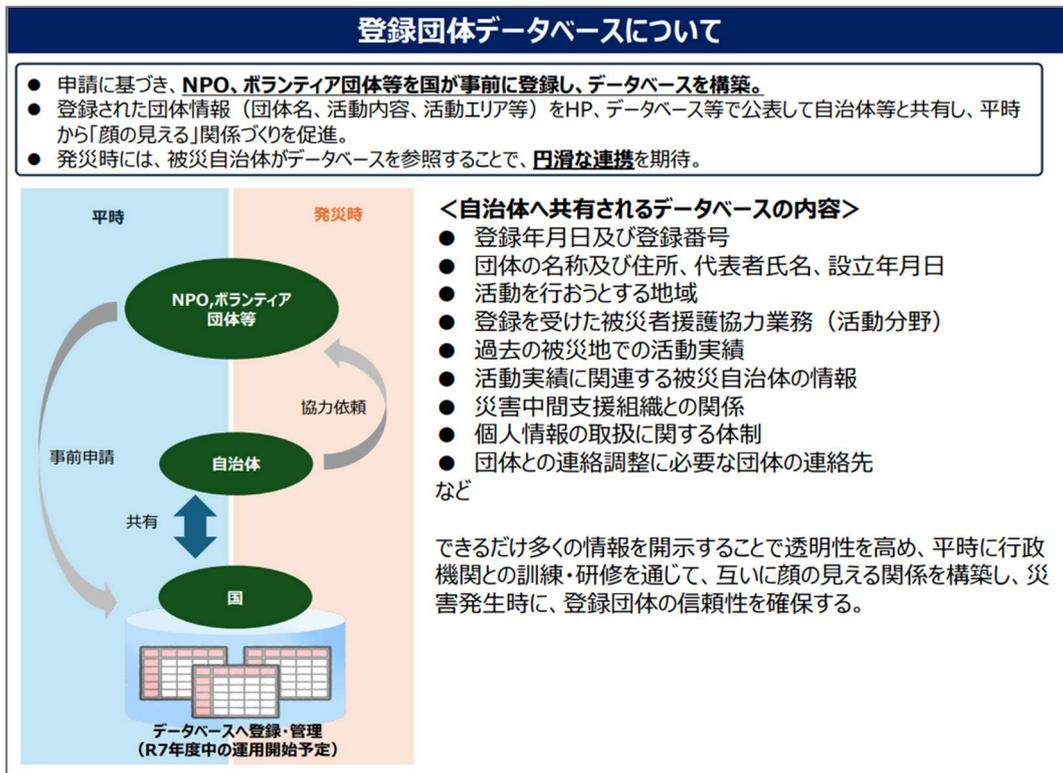
また、地域資源が少ない市町村においては、県が設置する「岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」（ガイドライン第3章 3-2）による支援の調整が想定されます。

その他、令和7年7月に内閣府は「被災者援護協力団体登録制度」を創設しており、被災した市町村等が国のデータベースに登録された NPO やボランティア団体等に、直接支援を依頼することも可能です。

なお、アウトリーチ（訪問調査等）を行うための人材については、県の「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録制度」の活用（詳細は第4章参照）も考えられます。

発災後における災害ケースマネジメントの実施体制・役割分担については、発災前に取り決めておくことが重要です。

【参考：被災者援護協力団体登録制度について】

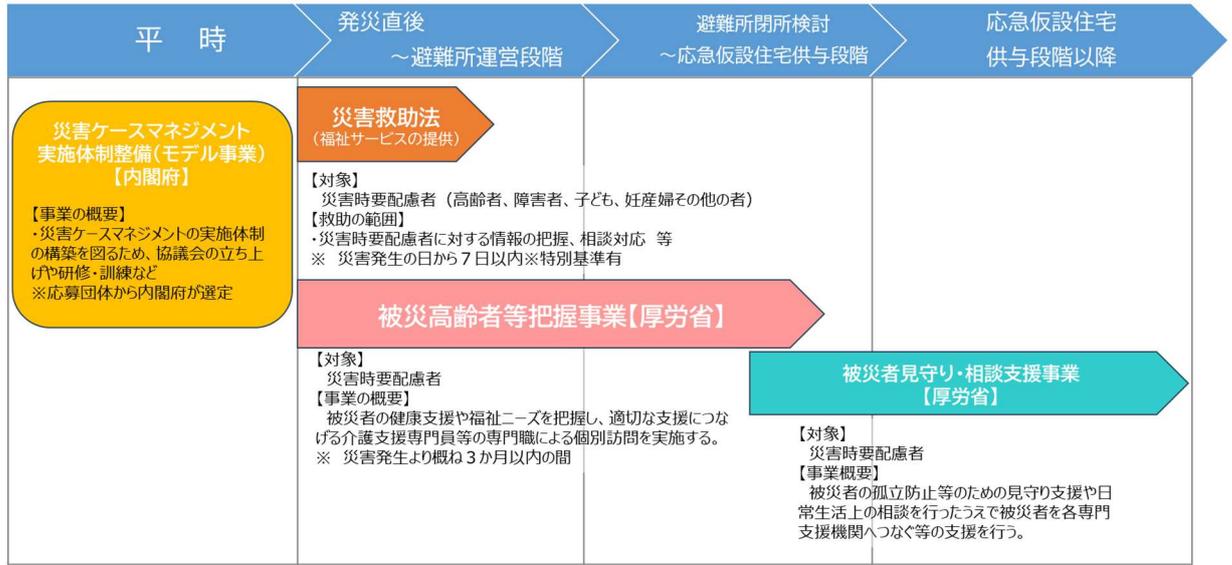


（出典：内閣府（防災）HP「被災者援護協力団体の登録制度」）

2-3. 災害ケースマネジメントの実施に活用可能な事業

災害ケースマネジメントの実施にあたり、実施の規模や必要な人員等に応じて事業内容を検討し、その財源の確保をどうするか検討します。

災害発生時、災害救助法が適用される災害の場合、災害のフェーズに応じて活用できる事業を組み合わせることが可能です。各事業については、【参考】を参照してください。



災害救助法については、令和7年7月1日付けで施行された「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により、被災者に対する福祉的支援等の充実のための措置として、災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。

厚生労働省の事業である「被災高齢者等把握事業」は発災直後から避難所運営段階まで、「被災者見守り・相談支援事業」については、応急仮設住宅供与段階以降の復興期に渡り、長期的な被災者支援の事業として、時点の経過にあわせた活用をすることとなります。

なお、災害救助法が適用されない場合は、独自財源による事業の実施や既存の福祉制度の枠組みを活用した実施方法を検討する必要があります。

また、平時において活用できる事業として、国は希望する自治体に対し、「災害ケースマネジメント実施体制整備（モデル事業）」を実施しています。

災害ケースマネジメントの実施準備（体制整備に対する助言、庁内向け研修の実施等）として、平時からの体制づくりを検討する場合は、同事業の活用も想定されます。

【参考】災害対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）について

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要		内閣府(防災)
趣旨		
※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法		
<p>令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。</p>		
改正内容		
① 国による災害対応の強化		
<p>1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。 ● 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。 <p>2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法</p>	 <p style="font-size: x-small;">国による応援組織の例 (国土交通省TEC-FORCE)</p>	
② 被災者支援の充実		
<p>1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。 ● 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: x-small;"> <div style="text-align: center;">  <p>車中泊への対応</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>高齢者等への対応</p> </div> </div> <p>2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。 ● 広域避難者に対する情報提供の充実。 ● 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。 	<p>3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。 ● 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。 ● 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。 ● 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: x-small;"> <div style="text-align: center;">  <p>炊き出し</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>被災家屋の片付け</p> </div> </div> <p>4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。 ● 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。 	
③ インフラ復旧・復興の迅速化		
<p>1) 水道復旧の迅速化 ★水道法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。 <p>2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法</p> <p>3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法</p>	 <p style="font-size: x-small;">水道の復旧 (被災した浄水場)</p>	
<p>公布日：令和7年6月4日 施行日：令和7年6月4日／令和7年7月1日</p>		

（出典：内閣府（防災担当）HP）

【参考】災害救助法（福祉サービスの提供）

8 福祉サービスの提供（内閣府告示 第7条）

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
救助の範囲	ア 災害時要配慮者に関する情報の把握 イ 災害時要配慮者からの相談対応 ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ 災害時要配慮者の避難所への誘導 オ 福祉避難所の設置（※）	（※）法第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対 象 経 費	○ 上記アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○ 上記オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 ※ 福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの

出典：内閣府（救助事務取扱要領）

【参考】被災高齢者等把握事業

被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

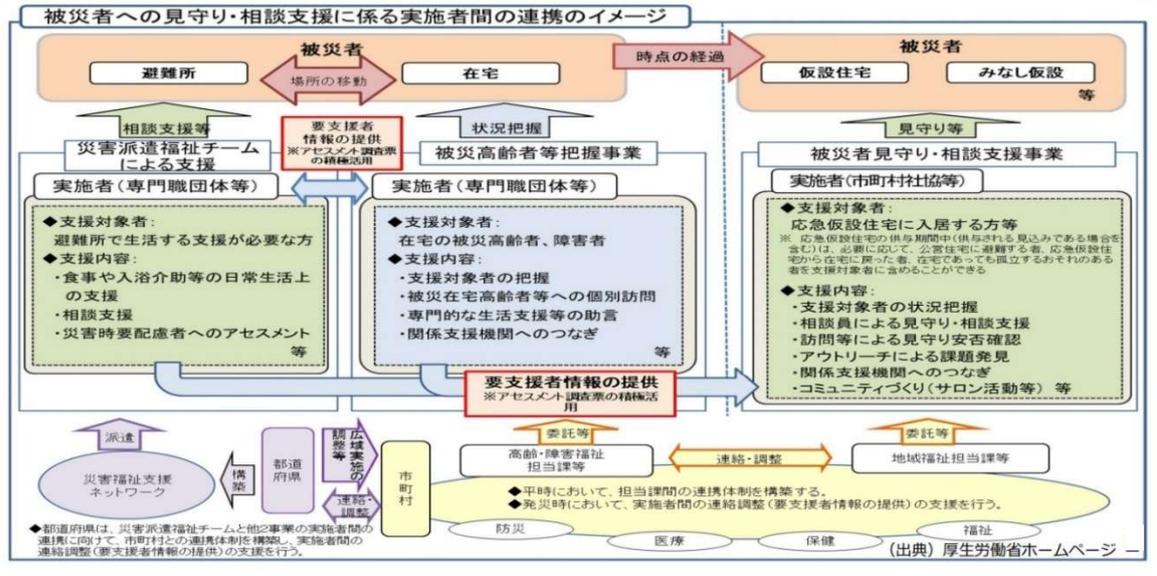
【令和6年能登半島地震における石川県における事業実績】

○実施主体：石川県
○委託先関係団体：日本介護支援専門員協会（JCMA）、日本相談支援専門員協会（NSK）、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）など
○実施期間：2月1日～6月30日
○実施地域：5市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市）
○実施状況（※）：活動人数 3,573名 訪問件数（累計） 27,559件
（※）6月10日時点の暫定値。6月末までの実施状況は現在集計中

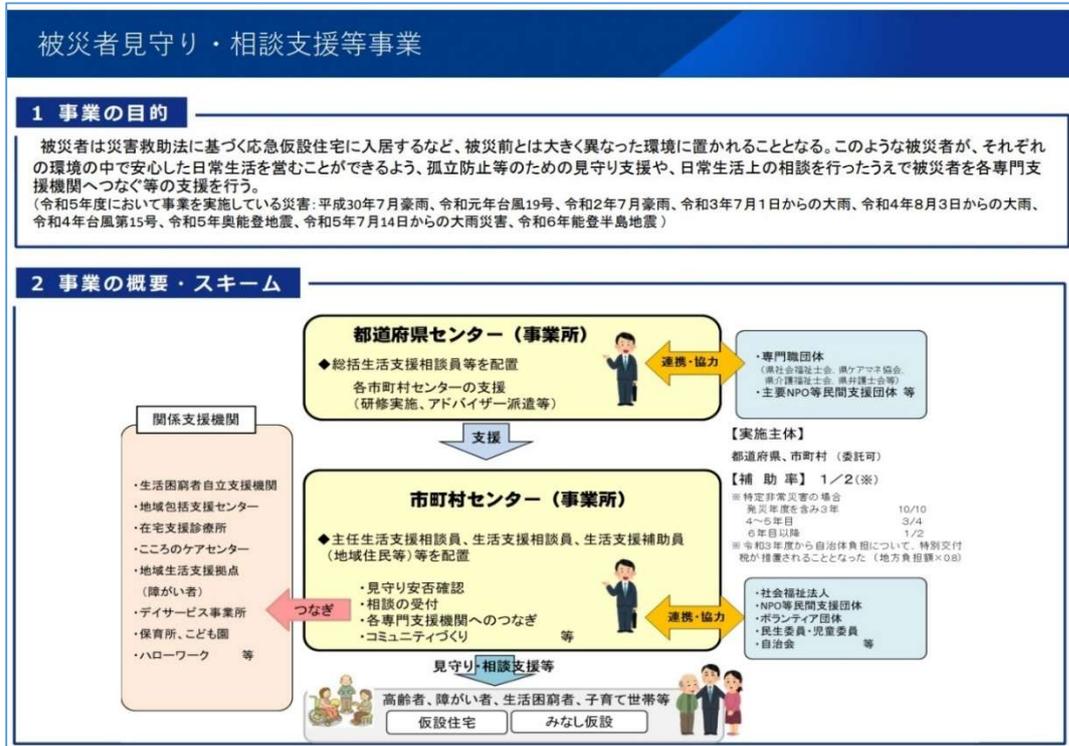
2 災害ケースマネジメントの実施（発災時の取組）

被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について（令和2年12月7日：社援地発1207第1号等）

- 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - ・災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
 - ・「被災高齢者等把握事業」による在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - ・「被災者見守り・相談支援事業」による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等
- 被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について自治体へ通知が発出された



【参考】被災者見守り・相談支援等事業



（出典：厚生労働省 HP）

第3章 災害ケースマネジメントの実施（平時の取組）

【国手引き：P16-30】

次に、発災後、災害ケースマネジメントを円滑に実施するために、平時から取り組むべきことについて説明します。

3-1. 実施体制の検討・計画等への位置づけ

災害ケースマネジメントの取組を始めるにあたっては、まずは、発災時における庁内の体制について、平時のうちに検討しておくことが重要です。（ガイドライン第2章 2-2）

また、検討にあたっては、各市町村における災害（津波や大雨など）の被害想定に応じた実施体制を検討しますが、**比較的小規模な災害の被害においても災害ケースマネジメントの手法による被災者支援を実践していくことが、より大規模な災害が発生した場合にも、スムーズな連携による被災者支援の実践に繋がるものと考えます。**

実施体制の確認が整った段階で、市町村地域防災計画において位置づけることにより、災害ケースマネジメントの取組に対する根拠を明らかにしておくことが望ましいとされています。

また、特に福祉など、被災者支援に関わる分野の各種計画・施策等における災害時の取組について検討・規定しておくことも重要です。（例：市町村地域福祉計画等）

3-2. 連携が想定される関係機関との「顔の見える関係」の構築

災害ケースマネジメントは、行政間の連携のみならず、災害時の支援の経験や専門的知見を有する民間団体等との連携が不可欠であり、円滑な支援の開始のためには平時からの関係づくりが重要です。

そこで、県は、本県における災害ケースマネジメントの取組を推進し、県・市町村・関係機関による実効的な連携体制の構築を目的として、令和8年度に「**岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議**」（以下、「ネットワーク会議」という。）の設置検討を進めています（次項「参考」参照）。

市町村によっては、自市町村の中で専門士業等の人材や災害支援の経験を有したNPO等の民間団体がいない等の理由から、単独では必要な連携体制の構築が困難であることも考えられます。

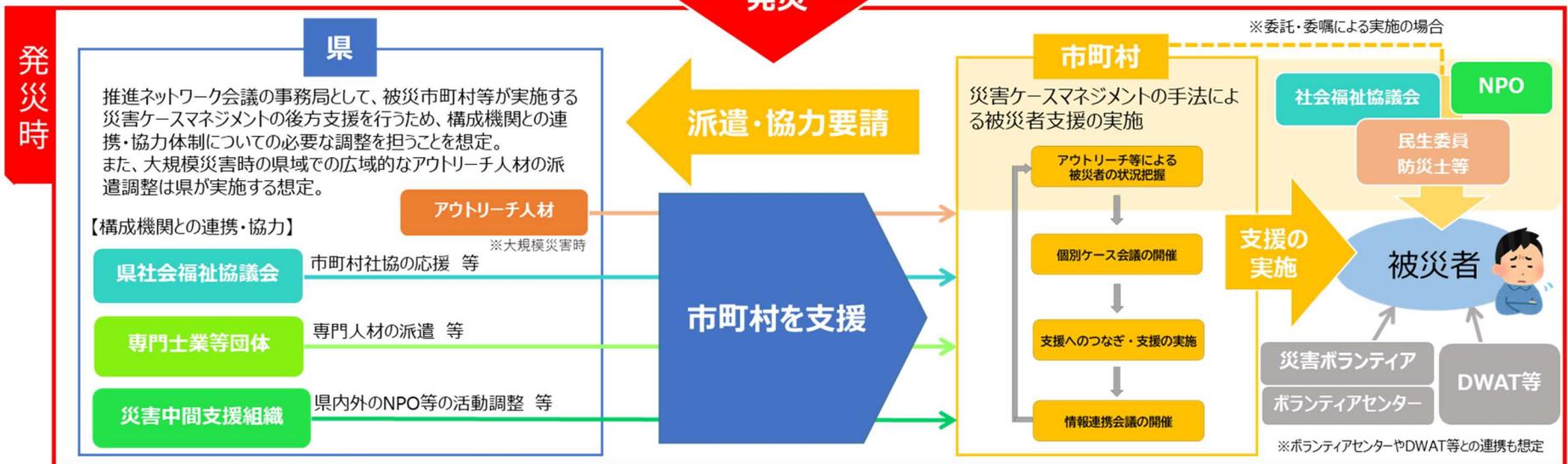
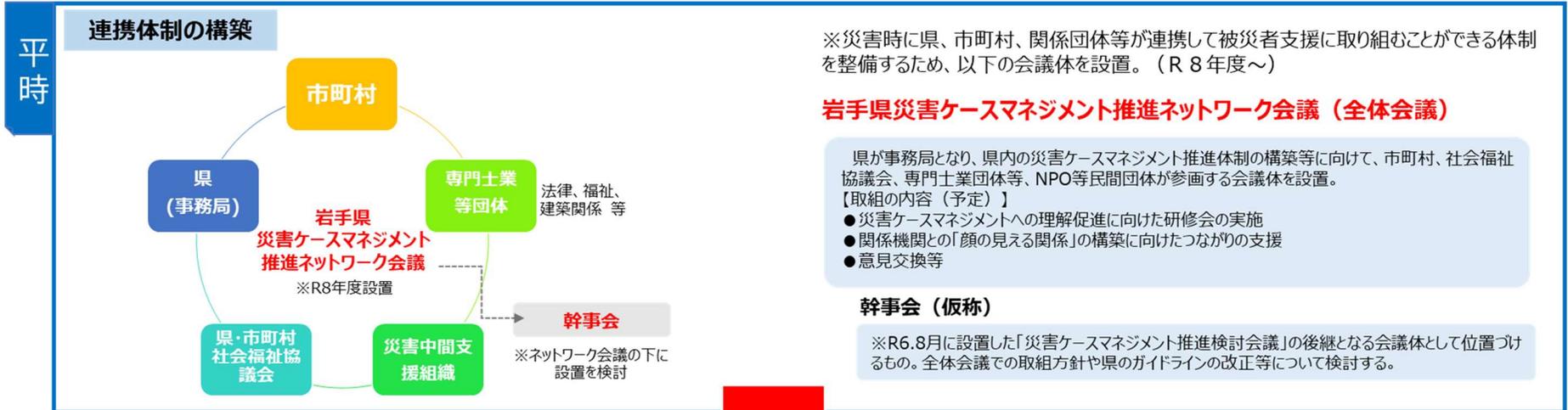
そのため、市町村においては、ネットワーク会議に参画し、平時からの関係づくりとして《顔の見える関係》を構築しておくことにより、発災時には迅速な連携を図ることができるメリットがあります。

なお、NPO等の民間団体等の関係構築は、災害ケースマネジメントだけではなく、地域の防災や発災時の避難所運営・避難生活支援、支援物資輸送など、災害時に必要な支援の担い手の発掘・確保にも資する取組として有効であると考えられるとともに、連携する民間団体等、特にNPO等の活動内容について、平時から地域活動に関する広報等で住民への周知に取組むことにより、発災時の支援の実施に役立つことが考えられます。

また、連携体制の構築の具体的な手法について、庁外の関係機関も含めた災害時の訓練や机上演習で確認しておくことにより、より実践的な連携になるものと考えられます。

3 災害ケースマネジメントの実施（平時の取組）

【参考】 岩手県の災害ケースマネジメント体制における市町村・関係機関・県の連携イメージ



3-3. 各種制度の把握・理解

被災者支援において関係する各種支援制度やその所管部局については、必要な支援制度に円滑につながり、平時から把握し、制度の概要を理解しておくことが大切です。

また、アウトリーチ（訪問調査等）支援においては、制度の一覧表等を作成し、活用することも有効です。制度の名称、所管部局、連絡先等を一覧にすることで、被災者及び支援者が、自ら相談窓口を探ことができ、アクセスしやすくなります。

なお、令和7年2月の大船渡市大規模林野火災において、県では、相談窓口一覧をホームページに掲載する他、「住宅再建のための支援制度一覧」を作成しています。【付属資料1参照】

第4章 人材育成・発災時の人材派遣体制

【国手引き P150-159】

県では、平時から、市町村が災害ケースマネジメントを実施するために必要な研修・人材育成に取り組むとともに、災害が発生した際に必要な人材の派遣調整の仕組みを整備します。

4-1. 研修・人材育成の実施

(1) 災害ケースマネジメント推進研修会

これまで災害ケースマネジメントを実施したことがない市町村の職員等に対し、被災者支援の手法である「災害ケースマネジメント」に関する重要な視点等について理解促進を図ることを目的として、令和6年度から研修会を開催しています。

(2) 災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー研修（アウトリーチ人材育成研修）

少子高齢化による人口減少等に起因して市町村職員が減少する中、発災時に増大する自治体業務における被災者支援の担い手不足に対応するため、県では、アウトリーチスキルを備えた人材の育成の取組の一つとして、令和6年度に岩手県立大学に調査・研究事業[※]を委託し、「アウトリーチ人材育成プログラム」を作成しました。

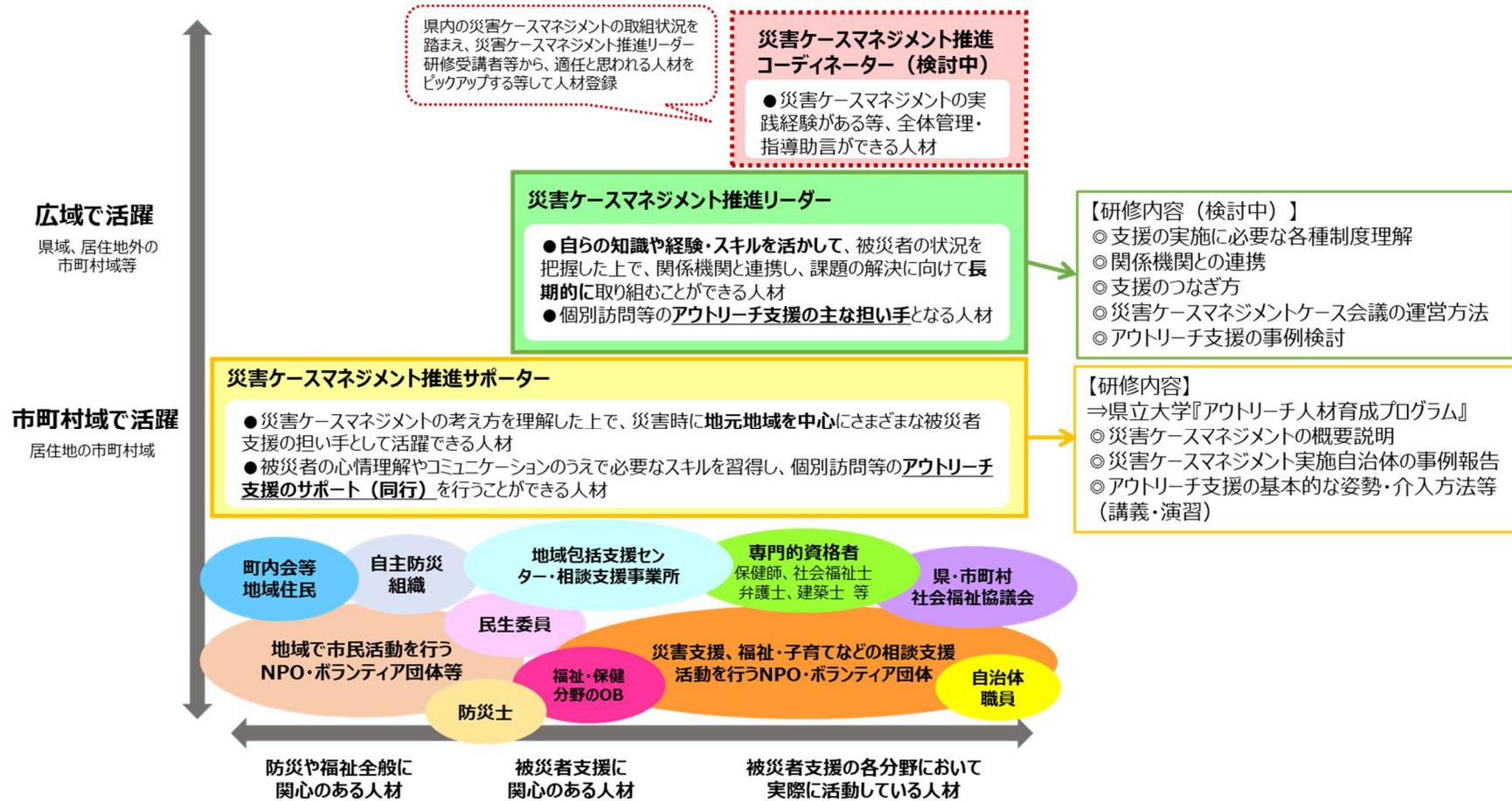
また、令和7年度から、アウトリーチ人材育成プログラムに基づく「災害ケースマネジメント推進サポーター研修（基礎研修）」を実施し、災害支援や相談支援の経験を問わず、災害支援について関わりや関心のある方が、被災者支援の手法である災害ケースマネジメントの考え方や、被災者を支援する活動を行う際の心構えやコミュニケーションの手法といった被災者に寄り添う訪問支援の基本を、講義と演習を通じて身につけることを目指しています。

さらに、令和8年度からは、「災害ケースマネジメント推進サポーター研修」を受講した人材のスキルアップを目的とした「災害ケースマネジメント推進リーダー研修（応用研修）」を実施予定であり、地域における担い手の発掘・育成に取り組めます。

研修の受講者のうち、希望する者は「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」に登録し、災害ケースマネジメントの実施にあたり、市町村等が必要な人員を確保できない場合に、この名簿をもとに登録者に活動を依頼し、必要な人員を確保できるような仕組みの整備を進めます。

※ 本研究事業の一環として、同年度に実施した「災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成プログラムに関する調査」の結果において、災害研修の経験はあっても、災害ケースマネジメントやアウトリーチの具体的な技術について学ぶ機会は限られていることも分かりました。【付属資料2 参照】

【参考】被災者支援の担い手育成に係る県の取組について



参考：内閣府「避難生活支援リーダー/サポーター研修資料」

【参考】令和7年度災害ケースマネジメント推進サポーター研修について

令和7年度災害ケースマネジメント推進サポーター研修 開催要領		令和7年度災害ケースマネジメント推進サポーター研修開催日程																													
<p>1 目的</p> <p>少子高齢化による人口減少等に起因して自治体職員が減少する中、発災時に増大する自治体業務における被災者支援の担い手不足に対応するため、令和7年度から「災害ケースマネジメント推進サポーター研修（基礎研修）」を実施し、地域における被災者支援の担い手の発掘・育成に取り組めます。</p> <p>本研修では、被災者支援の手法である「災害ケースマネジメント」に関する理解促進、被災者を支援する活動を行う際の心構えやコミュニケーションの手法等の必要な知識を習得することを目的としています。</p> <p>2 主催</p> <p>岩手県</p> <p>3 参加対象者</p> <p>市町村職員、県・各市町村の社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、災害派遣医療チーム（DMAT）関係者、災害派遣福祉チーム（DWAT）関係者、災害派遣精神医療チーム（DPAT）関係者、民生委員、自主防災組織、消防団、防災士、学生等</p> <p>（注）参加希望者多数の場合は調整させていただきますので御了承ください。</p> <p>4 日時、会場、定員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催地</th> <th>盛岡市</th> <th>釜石市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日時</td> <td>令和8年2月2日（月） 13:00～17:30</td> <td>令和8年2月3日（火） 11:00～16:30</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>岩手県高校教育会館 3階 大ホール （盛岡市志家町11-13）</td> <td>釜石市民ホール TETTO 1階 ホールB （釜石市大町1-1-9）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>30名</td> <td>30名</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 内容</p> <p>別表のとおり。</p> <p>6 受講料</p> <p>無料</p>		開催地	盛岡市	釜石市	日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30	令和8年2月3日（火） 11:00～16:30	会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール （盛岡市志家町11-13）	釜石市民ホール TETTO 1階 ホールB （釜石市大町1-1-9）	定員	30名	30名	<p>1 盛岡会場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <td>令和8年2月2日（月） 13:00～17:30</td> </tr> <tr> <th>会場</th> <td>岩手県高校教育会館 3階 大ホール（盛岡市志家町11-13）</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:30～13:00</td> <td>受付</td> </tr> <tr> <td>13:00～13:05</td> <td>開会</td> </tr> <tr> <td>13:05～13:15</td> <td>災害ケースマネジメント推進サポーターの説明 説明者：岩手県</td> </tr> <tr> <td>13:15～13:35</td> <td>災害ケースマネジメントの説明 説明者：内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付（企画法令担当）黒濱 綾子 氏</td> </tr> <tr> <td>13:35～17:30 （途中休憩あり）</td> <td>講義・演習 ① 講義「被災者支援における基本姿勢、介入方法及び情報収集について」 講師：岩手県立大学社会福祉学部 講師 高木 善史 氏 ② 演習 演習1～3（各60分程度） ・「発災直後・避難所運営」、「避難所閉所・復旧復興」、「仮設移行後の自立支援・生活再建」の3つのフェーズに分けて演習を行う。 ・自然災害が発生した場合、どのような問題が起こるのか、グループワークを行う。 ・最後に研修を振り返り、各圏域や市町村で、実際どのようなことに取り組んでいけばよいか、意見交換を含めたグループワークを行う。 対応者：伊藤 隆博 氏（神戸学院大学） 高木 善史 氏（岩手県立大学） 小泉 進 氏（盛岡赤十字病院）</td> </tr> <tr> <td>17:30</td> <td>閉会</td> </tr> </tbody> </table>		日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30	会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール（盛岡市志家町11-13）	12:30～13:00	受付	13:00～13:05	開会	13:05～13:15	災害ケースマネジメント推進サポーターの説明 説明者：岩手県	13:15～13:35	災害ケースマネジメントの説明 説明者：内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付（企画法令担当）黒濱 綾子 氏	13:35～17:30 （途中休憩あり）	講義・演習 ① 講義「被災者支援における基本姿勢、介入方法及び情報収集について」 講師：岩手県立大学社会福祉学部 講師 高木 善史 氏 ② 演習 演習1～3（各60分程度） ・「発災直後・避難所運営」、「避難所閉所・復旧復興」、「仮設移行後の自立支援・生活再建」の3つのフェーズに分けて演習を行う。 ・自然災害が発生した場合、どのような問題が起こるのか、グループワークを行う。 ・最後に研修を振り返り、各圏域や市町村で、実際どのようなことに取り組んでいけばよいか、意見交換を含めたグループワークを行う。 対応者：伊藤 隆博 氏（神戸学院大学） 高木 善史 氏（岩手県立大学） 小泉 進 氏（盛岡赤十字病院）	17:30	閉会
開催地	盛岡市	釜石市																													
日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30	令和8年2月3日（火） 11:00～16:30																													
会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール （盛岡市志家町11-13）	釜石市民ホール TETTO 1階 ホールB （釜石市大町1-1-9）																													
定員	30名	30名																													
日時	令和8年2月2日（月） 13:00～17:30																														
会場	岩手県高校教育会館 3階 大ホール（盛岡市志家町11-13）																														
12:30～13:00	受付																														
13:00～13:05	開会																														
13:05～13:15	災害ケースマネジメント推進サポーターの説明 説明者：岩手県																														
13:15～13:35	災害ケースマネジメントの説明 説明者：内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付（企画法令担当）黒濱 綾子 氏																														
13:35～17:30 （途中休憩あり）	講義・演習 ① 講義「被災者支援における基本姿勢、介入方法及び情報収集について」 講師：岩手県立大学社会福祉学部 講師 高木 善史 氏 ② 演習 演習1～3（各60分程度） ・「発災直後・避難所運営」、「避難所閉所・復旧復興」、「仮設移行後の自立支援・生活再建」の3つのフェーズに分けて演習を行う。 ・自然災害が発生した場合、どのような問題が起こるのか、グループワークを行う。 ・最後に研修を振り返り、各圏域や市町村で、実際どのようなことに取り組んでいけばよいか、意見交換を含めたグループワークを行う。 対応者：伊藤 隆博 氏（神戸学院大学） 高木 善史 氏（岩手県立大学） 小泉 進 氏（盛岡赤十字病院）																														
17:30	閉会																														

4-2. 人材派遣体制の整備

(1) 専門的知見を有する人材等の派遣

被災者一人ひとりの複合的・複雑化した自立・生活再建の課題に対応するためには、専門的知見を有する人材等（弁護士等の専門士業、災害支援の経験が豊富な民間団体（社協・NPO 等））と連携する必要があります。

しかし、このような専門的な知見を有する人材等が豊富な地域とそうではない地域の遍在性があることから、県では、発災後、被災者支援を行う市町村等がこのような専門的知見を有する人材等から支援を得たい場合に、必要な人材を派遣する仕組みを整備していきます。

今後、令和8年度に岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議を設置するとともに、関係団体に会議への参画を要請し、具体的な調整方法や派遣の仕組みについて協議していきます。

(2) 災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダーの人材派遣

災害ケースマネジメントを実施する市町村等が、避難所での聴き取りや全戸訪問調査等の訪問等支援（アウトリーチ支援）の人員が確保できるよう、災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー研修を受講し、名簿登録を行った人材について、市町村に派遣をする仕組みの整備を進めています。

具体的な調整方法については、以下の手順を検討しています。

【被災市町村が自市町村内の人材に応援を依頼する場合】

- ①発災後、県に「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」の提供を依頼
- ②県が名簿を提供
- ③提供された名簿をもとに、市町村が登録者に直接連絡して活動を依頼し、調整を実施

【被災市町村が複数ある大規模な災害において、他の市町村の人材に応援を依頼する場合】

- ①発災後、被災市町村は県に対し支援を要請（※要請時に時期・人数等の必要事項を確認）
- ②県が「災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材登録者名簿」から、登録者に連絡し、活動を依頼
- ③調整の結果を市町村に通知し、市町村は派遣される登録者との具体的な調整を実施

なお、災害ケースマネジメント推進サポーター/リーダー人材の派遣方法については、国の取組状況も勘案しながら、岩手県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議において、市町村からの意見も踏まえ、引続き、実効性のある派遣体制の整備を進めていきます。

第5章 個人情報の取扱い・デジタル技術の活用について

【国手引き P140-147】

被災者の一人ひとりの状況を把握し、課題やニーズに即した支援を実現するためには、各種被災者支援制度の利用状況のほか、既往歴や健康状態、家族関係や経済状況等の被災者個々に関わる個人情報を把握した上で支援方策の検討・実施することが必要です。

また、被災者の支援にあたっては、市町村内部の部署間の連携とともに、社会福祉協議会や NPO 等の民間団体等とも連携しながら進めていくことになるため、行政と民間団体等との間において、被災者の個人情報のやりとりが発生することが考えられます。

ここでは、国手引きの第5章に基づき、災害ケースマネジメントの実施に当たり、個人情報の取扱いや取り扱う上での留意点を説明します。

そして、デジタル技術を活用した災害対応力の向上に向け、その方向性等について検討するため設置された本県の「復興防災 DX 研究会」（令和5年度設置、詳細は P.32-33 参照）の取組についても紹介します。

5-1. 災害ケースマネジメントの実施に係る個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報保護法制の概要

個人情報の収集、利用・共有にあたっては、一般的には、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）が適用されるほか、災害対策基本法等、他の法令の規定が適用される場合があるため、利用する可能性のある個人情報に関わる各法令の取扱いについて、事前に確認しておく必要があります。

個人情報の取扱いについては、「保有」「利用・提供」それぞれの場において、配慮が必要となります。

	配慮すべき内容	根拠法令
保有	市町村が、個人情報を被災者から取得し保有するにあたっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定しなければならない。	個人情報保護法第61条第1項（個人情報の保有の制限等）
利用・提供	・各種支援制度利用申込書のように、被災者本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された本人の個人情報を取得するときは、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合等を除いては、予め本人に対しその利用目的を明示しなければならない。	個人情報保護法第62条（利用目的の明示）
	・市町村の福祉部局が、平時の介護サービスの提供を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している要介護区分の情報を、発災後に支援方策を検討する目的（＝当初の利用目的以外の目的）のために、同一の地方公共団体の機関（首長部局）の内部の防災部局で利用するときは、「利用目的以外の目的による利用」となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる。 ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用が認められないことに留意が必要。	個人情報保護法第69条第2項第1号又は第2号（利用及び提供の制限）
	・市町村の福祉部局が、平時の生活困窮世帯支援を利用目的（＝当初の利用目的）として保有している世帯の情報を、発災後に、見守りをする社会福祉協議会等の民間事業者に提供する場合、外部機関への「利用目的以外の目的による提供」となるため、本人の同意を取得する等の検討が必要となる。 ※ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供が認められないことに留意が必要。	個人情報保護法第69条第2項第1号又は第4号（利用及び提供の制限）

なお、取得した個人情報は、漏えい、滅失、棄損の防止等の適切な安全管理措置を講じる必要があります（個人情報保護法第 66 条第 1 項）。ケース会議の開催など、外部の関係機関に情報を提供する際は、関係機関に対し、適切な安全管理措置について依頼するとともに、必要に応じて、個人情報の保護に係る誓約書の徴収も検討します。

なお、安全管理措置の詳細については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等も参考としてください。

（2）個人情報の利用・提供場面と本人同意

①個人情報の利用・提供場面

＜利用目的の明示＞

市町村は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）で個人情報を取得するときは、原則として利用目的を明示する必要があります。明示する内容は、利用する事務の内容、提供先等について、できるだけ具体的に特定することが求められます。

【例】 利用目的：生活相談、訪問活動、見守り活動、心のケア活動、サロン活動、避難者の健康管理、自立・生活再建支援、情報発信 等

提供先：社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域包括支援センター等の支援関係機関、弁護士会等の士業団体 等

＜利用目的内の個人情報の内部利用・外部への提供＞

個人情報保護法上、個人情報を保有する際に、想定される市町村の内部での利用及び民間団体等の外部への提供を利用目的として特定しておくことで、当該内部利用又は外部提供が可能となります。

【例】 市町村職員が、発災直後に在宅避難者宅を個別訪問し、個人情報を取得する際に、「健康管理」のために、「庁内の関係部署のほか、地元の民生委員や他県から応援にきている保健師に提供する場合がある」と利用目的を特定し、本人に明示した上で取得すれば、その後、民生委員や保健師に提供する際に、本人同意は要しない。

＜利用目的外の個人応報の内部利用・外部への提供＞

個人情報保護法上、個人情報を取得した際の当初の利用目的以外の目的のために、同一の市町村の内部で利用、又は外部へ提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人同意を取得するなど、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号に適合する必要があります。ただし、この場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意してください。

【例】市町村の福祉部署が、**要介護認定区分の情報**を平時の介護サービスの提供のために利用することを利用目的（＝当初の利用目的）として特定していた場合、発災後に、**当該情報を見守り支援をする社会福祉協議会に提供することは、特定していた利用目的以外の目的での個人情報の提供となるため、提供のためには本人同意を得ることなどを検討する必要がある。**

※個人情報保護法第 69 条第 2 項（利用及び提供の制限）抜粋

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由**があるとき。

【「相当の理由」の有無の判断】

行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められます。相当の理由があるか否かは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、**行政機関の長等が個別に判断**することとなりますが、例外的に利用目的以外の目的のための利用・提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められます。

（個人情報保護法委員会：個人情報の保護に関する法律についての Q & A （行政機関等編）抜粋）

※本人同意によらない内部利用・外部への提供の例

「本人が昏睡などの人事不省になり緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の体質、血液型や既往症等の情報を市町村から医者に提供する場合」といった「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」にも提供が可能とされています。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用及び提供が認められないことに留意する必要があります。

②本人同意の取得に係る留意点等

平時においても、住民の中には行政機関での内部利用・外部への提供を問わず、自分の個人情報を知られることに対して強い不安を感じる場合もあります。被災者支援のための活動といっても、個人情報の取得時や利用・提供については、行政・民間問わず、十分に配慮や留意をする必要があります。

本人同意の取得方法は、個人情報保護法上特段制限されていませんが、同意の有無をめぐる紛争防止の観点から書面によることを原則としつつ、状況が切迫している場合は口頭によることを認めるなど、同意を取得する内容や場面に応じて検討することが望ましいです。

また、民間団体等が市町村から委託を受けて被災者支援を実施する場合は、個人情報の取扱いについて、被災者の理解を得やすくするため、市町村から委託を受けている団体であることが分かるよう広報等の周知や目印（腕章・ビブス等）を身につけることのほか、初回の訪問等は市町村職員が同行して説明する等の工夫が効果的です。

(3) 被災者台帳の作成・活用

市町村は、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができます。

また、本県においては、《被災者台帳システム》が全市町村に導入されていることから、被災者からの聴き取りや、支援の利用に関する情報を本システムに集約しておくことにより、支援漏れや手続きの重複等を防止し、公平な支援を効率的に実施することにつながり、災害ケースマネジメントの実施にも資する

なお、被災者台帳については、災害対策基本法の規定に基づき、一定の要件のもと、本人の同意によらず内部利用や第三者への提供ができることとされています。

例えば、下記の規定のうち市町村長からの情報提供の求めに応じて、登録被災者援護団体（※）が当該市町村長に対し被災者に関する個人データを提供する場合については個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該個人データを提供することが可能で、下記の規定のうち行政機関の長等が被災者に関する保有個人情報を提供する場合については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するため、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該保有個人情報を提供することが可能です。

- ・法第 86 条の 8 第 3 項及び第 8 項（広域一時滞在の協議等関係）
- ・法第 86 条の 9 第 2 項、第 5 項、第 7 項及び第 14 項（都道府県外広域一時滞在の協議等関係）
- ・法第 90 条の 3 第 4 項（被災者台帳の作成関係）
- ・法第 90 条の 3 第 5 項及び第 6 項（被災者台帳の作成関係）
- ・法第 90 条の 4 第 1 項各号（台帳情報の利用及び提供関係）

「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」

(R7.7.8 付け府政防第 1092 号 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）通知)

※登録被災者援護団体…令和 7 年災害対策基本法改正において創設された「被災者援護協力団体登録制度」に登録した避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア等の民間団体。

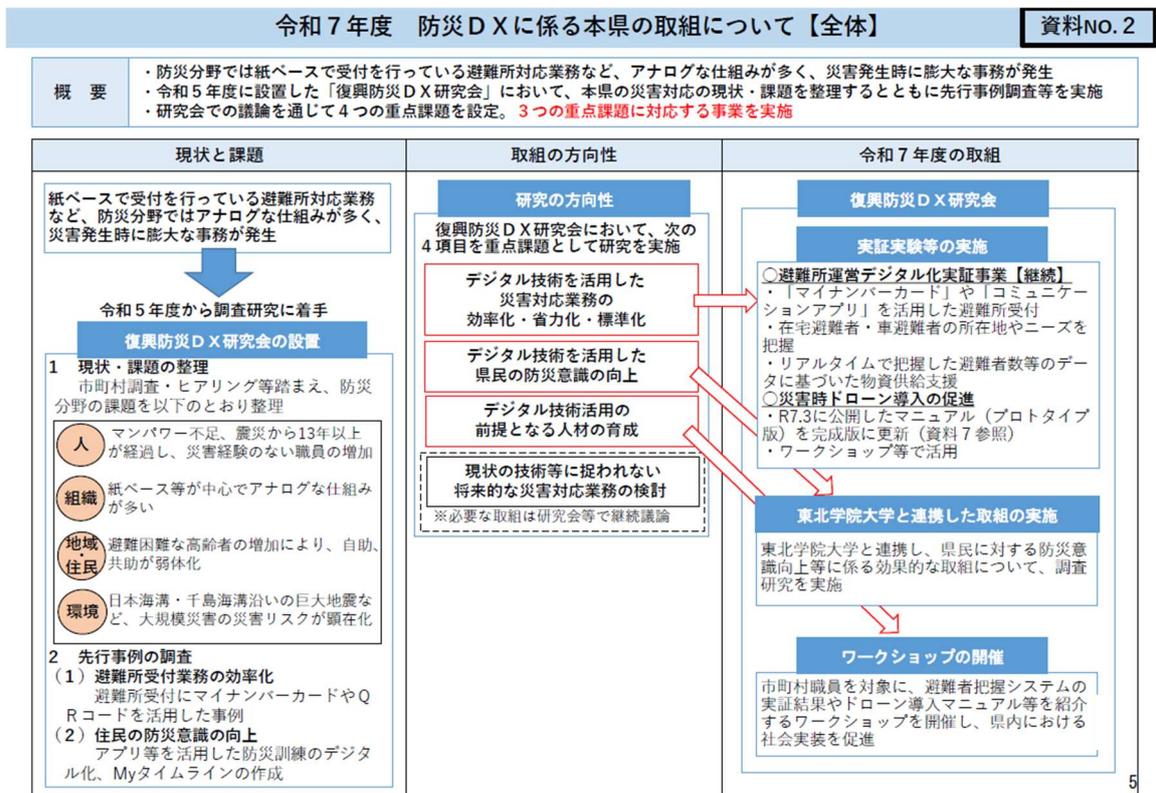
なお、災害ケースマネジメントの実施の全部または一部（個別訪問等）について、市町村が民間事業者等（登録被災者援護団体以外）に委託する場合は、委託された民間事業者等は、委託を受けた業務の範囲内でのみ台帳情報を取り扱うこととなるとともに、個人情報保護法の規定に基づくこととなります。

5-2. デジタル技術の活用について

災害対応に係る様々な場面でのデジタル技術の活用の方向性等について検討するため、県は令和5年度に「復興防災DX研究会」を設置し、①防災情報のデータ化やデータ連携の促進による、災害対応のデジタル化を通じた迅速かつ効果的な災害対応業務の実現、②災害発生前後に県民が得られる情報の充実・利活用による、適切な避難行動の促進や被災者支援の実現に向けて取り組んでいます。

今後も、避難所運営デジタル化実証実験等を行い、「避難者把握システム（岩手モデル）」の実装に向けた検討を進めていきます。

なお、「避難者把握システム（岩手モデル）」については、災害ケースマネジメントの実施において重要な情報を被災者から収集するプル型の情報取得ツールとして活用する検討も進められています。



災害対応業務の効率化・省力化・標準化（避難所運営デジタル化実証実験）				
1.概要				
実施市町村	花巻市	盛岡市（予定）	奥州市（予定）	県（釜石市、大槌町）
時期	R7.6.29（日） ※花巻市及び同市内の自主防災組織等と連携して実施	R7.8.30（土）	R7.8.31（日）	R7.11.8（土）
内容	①コミュニケーションアプリ等を活用した避難所受付の効率化 ②2か所の避難所で同時集計 ③事前シナリオなしのブラインド型で実施	①同じ ※その他の内容は今後調整	①同じ ※その他の内容は今後調整	①同じ ②複数市町で同時集計 ③給電訓練も実施 ※その他の内容は今後調整
2.実施イメージ				
住民	市町村			県
訓練前	避難	避難所運営	物資調整	
基本情報の登録 LINEに登録 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 等	避難者（避難所） 避難者（在宅・車）	QRコードでの入所登録 QRコードでの退所登録 ニーズ収集や在庫確認 <システム一括管理> 物資要請 物資供給	プル型支援の検討・実施	
		クラウド上に避難者情報等が保存		

7

（出典：復興防災 DX 研究会（第4回）資料）

【付属資料 1】

(1) 災害ケースマネジメントの実施にあたり参考となる情報

資料等	概要
<p>岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議設置要綱・資料・議事録／岩手県</p> 	<p>令和 6 年 8 月に設置した岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議における資料等を掲載しています。</p> <p>https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/saiken/jouhou/1002559/1079675.html</p>
<p>「災害ケースマネジメントの手引き」・「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」／内閣府</p> 	<p>内閣府が作成した災害ケースマネジメントの手引き及び事例集。</p> <p>https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/index.html</p>
<p>災害救助法に係る被災者向けリーフレットポスター／内閣府</p> 	<p>内閣府が作成した生活再建に関わる災害救助法に基づく支援についてのリーフレットが掲載されています。</p> <p>https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_d.pdf</p> 
<p>日本弁護士会（災害復興支援委員会）</p> 	<p>https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/disaster.html</p> <p>東日本大震災復興支援に関する Q&A や被災者向けの資料（被災者支援チェックリスト、生活再建ノート）を配布しています。</p>

<p>令和 7 年 2 月大船渡市林野火災 関係：支援制度一覧／岩手県</p> 	<p>https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/anzenanshin/bosai/1081917.html</p> <p>令和 7 年 2 月に発生した大船渡市林野火災において、県が作成した支援制度一覧表を掲載しています。</p>
<p>令和 7 年 2 月大船渡市林野火災 関係：生活支援窓口案内／総務省岩手行政監視行政相談センター</p> 	<p>https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/iwate/iwate.html</p> <p>特別行政相談のお知らせや生活支援情報（ガイドブック）を作成・掲載しています。</p>

(2) 県内の災害ケースマネジメントの取組事例

事例3：岩泉町（岩手県）
平成28年台風第10号
発災日：2016年8月30日

特徴

- 平成28年台風第10号（2016年8月）による土砂災害で、橋や道路が寸断され、町の各地区が孤立し、広範囲に被害が点在したため、町内全ての世帯の情報を把握することに時間がかかった。加えて、町の人口に比較して、町の面積が広い（992km²、東京23区の1.5倍程度。）、個別訪問にも時間を要した。
- 2017年1月に、東日本大震災の被災者を支援しているNPOや弁護士により、任意団体「岩泉よりそい・みらいネット」が設立された。岩泉よりそい・みらいネットは、被災者の相談窓口を設置し、住家被害の有無に関係なく、被災による困りごとや悩みごとといったあらゆる課題を、相談窓口を通じて解決に導くという手法により、官民が連携をしながら、岩泉町全体の被災者の生活再建を進めた。
- 岩泉町は、民間支援団体が主体となり、民間資金を活用することで、災害ケースマネジメントを始めた事例であるとともに、厚生労働省のモデル事業などを活用し、複数の財源を組み合わせて、被災者支援を実施した事例である。



<国道445号線岩泉橋付近の被害状況>

被災状況等

町の人口	9,947人（4,587世帯）（2016年8月31日時点）
被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者：26名 ・ 住家被害：全壊453棟、大規模半壊236棟、半壊255棟、半壊に至らない41棟 ・ 非住家被害：全壊536棟、大規模半壊298棟、半壊73棟、半壊に至らない24棟
災害の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県沿岸部から上陸した台風であり、1時間で70.5ミリという観測史上最高の雨量を計測した。集中的な豪雨により、河畔林の木材が河川に流出し、橋に引っかかり河川をせき止めたため、河川の水位が急上昇し、町の中心部を流れる小本川が氾濫した。また、橋や道路が寸断され、役場や各地区が孤立し、停電により翌朝まで被害等の把握ができない状況であった。 ・ 台風上陸前に避難所を開設していたものの、自宅に取り残される人も多かった（最大33地区、873人（428世帯）が孤立した。2016年9月19日に孤立解消。） ・ 詳細は、『平成28年台風10号豪雨災害「復旧の記録」ふるさと岩泉の再生へ』を参照。 https://www.town.iwazumi.lg.jp/docs/2018032000019/

総論

災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要

<経緯・背景>

- 平成28年台風第10号により被災した岩泉町では、東日本大震災の際に被災者支援を経験している岩手県内の多数の民間支援団体が、被災者支援にあたった。
- 東日本大震災では、住家に被害がない世帯であっても被災後の生活に困る被災者が多かったことから、その経験を踏まえ、平成28年台風第10号での対応では、住家被害の有無に関係なく被災者支援を行う必要があると考え、2017年1月、「岩泉よりそい・みらいネット」（任意団体）を立上げた。この団体を中心として、支援対象者を限定しない包括的な相談窓口を、団体名と同じ「岩泉よりそい未来ネット」という名称により、NPO法人クチエカ、岩手県弁護士会とともに設置した。

※岩泉よりそい・みらいネット：

2017年1月に、NPO法人フードバンク岩手と岩手弁護士会が主体となり、町、岩泉町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）等と協力して設立された。2018年からは一般社団法人として、東日本大震災と平成28年台風第10号における被災者の生活再建の相談窓口の運営を行っている。

※NPO法人クチエカ：

岩泉町で障害者支援を行うNPO団体であり、障害者の居場所づくり（地域活動支援センター）の運営、相談支援事業などを手掛けている。

<取組概要>

- 「岩泉よりそい・みらいネット」を中心に、毎週1回相談窓口を開設した（電話では随時対応）。また、直接の相談要望や、自家用車などの移動手段を所有していない相談者に対しては、訪問による相談を実施。
- 相談窓口は、午前と午後で開設場所を変更することにより、町全域で相談を受けられるよう工夫した。
- 岩泉よりそい・みらいネット単独では解決できない事例や、町社協や保健師の窓口だけでは対応できないような事例は、その都度、関係者間で情報共有を行う会議（ケースカンファレンス）を実施している（会議参加主体：岩泉町役場、町社協、岩泉よりそい・みらいネット）。

災害ケースマネジメントを実施したことによる効果

- 町内のみにとどまらず、町内外の多くの関係機関・支援団体が連携したことで、多様な観点や相談手法により、被災者支援のきっかけを作ることができた。また、支援対象者への支援においても、相談できる対象の幅が広がり、被災者による課題の抱え込みを防ぐことができた。
- 従来岩泉町役場では、困りごとを抱えた被災者に対し、担当部署を案内するだけで、庁内で情報が共有されることがなかった。しかし、今回の災害対応においては、東日本大震災の経験を踏まえ、町が岩泉よりそい・みらいネットと協働し、包括的な相談窓口を立ち上げたことにより、庁内の関係部署や関係機関が連携して、被災者が抱える課題への対応を検討することができるようになり、庁内の関係部署間の連携も良くなった。
- 岩泉よりそい・みらいネットの支援活動については、住家の被害の有無に関係なく支援対象者とした点が特徴である。

- 災害発生時に、岩泉町に住民票がない世帯からの相談、住居以外の資産や仕事等をはじめとした様々な相談や悩みごとに寄り添うことで、結果的に、災害後に孤立する方や生活再建の目処が立たない方に対応することができた。

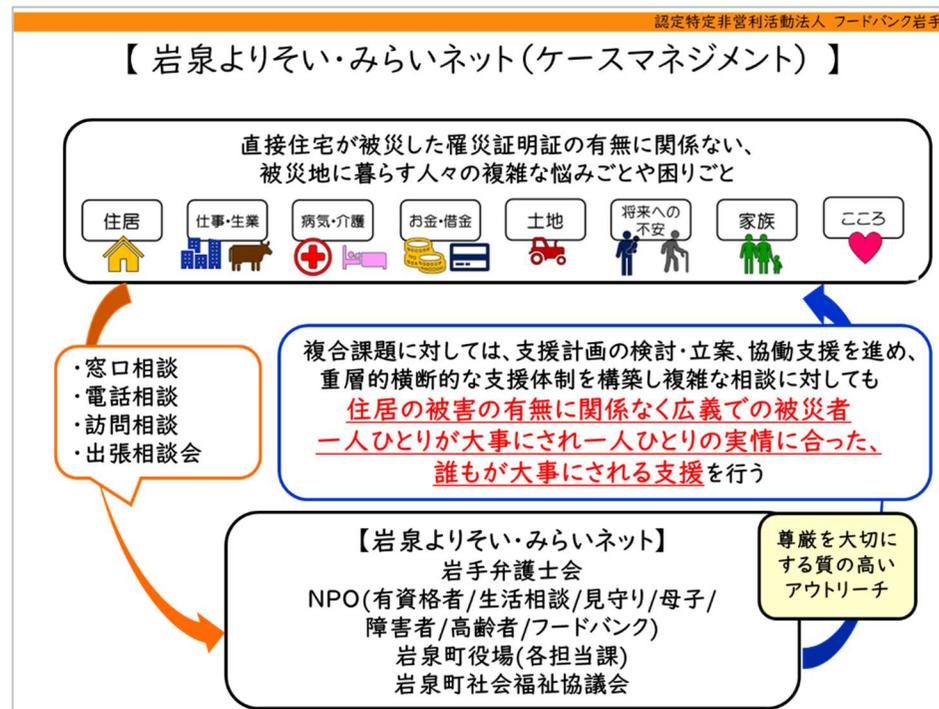
災害ケースマネジメントを実施してみたの反省点・改善点

- 災害ケースマネジメントを実施するにあたり、岩泉よりそい・みらいネットを設立して相談窓口を開始するまでに、発災から4か月を要した。発災後4か月の間に、困りごとや悩みごとを抱えながらも相談ができなかった方が多くいたと思われる。
- 岩泉よりそい・みらいネットの設立に際し、人材、活動費、開設する場所の確保が主な課題であった。人材については、経験者はいたが、他に職を持っている場合もあり、兼務の兼ね合いで難しい部分があった。
- 災害発生後に、災害ケースマネジメントの仕組みを一から作るのは困難なため、平時から幅広い分野の多様な機関との信頼関係・連携を構築し、災害時に、素早く対応をとることができるように備えておくことが重要と考える。
- 特に、地域資源（NPO や土業等）が少ない地域では、地域外の経験を有する支援団体等とも、災害直後に円滑に協働ができるよう、行政側にも受援力が求められる。
- 平時から連携しておく支援団体を今後も増やすことで、対応できる課題や支援の幅をより広げられれば良いと考える。

今後の展望

- 平時から、地域振興協議会（地区単位の住民組織）とのつながりを強め、災害時に、相談の窓口として機能できるように周知する。
- 相談窓口に寄せられた相談内容については、長期の継続的な支援を要するものも多いため、岩泉よりそい・みらいネットが、町と協力して事業資金を担保するなど、来年度以降も継続可能な体制の整備が必要である（厚生労働省の重層的支援体制整備事業の活用を検討中）。
- 相談窓口相談が集中してしまうと、適切な対応が困難になる場合も考えられるため、全てを一か所の相談窓口で解決するのではなく、相談窓口を他機関とも課題を共有する場とし、町全体の取り組みとしていくことが求められる。

出典：内閣府「災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月）」抜粋



出典：認定特定非営利活動法人 フードバンク岩手
「令和7年度災害ケースマネジメント推進研修会」資料 抜粋

大船渡市林野火災における取組事例（発災日：令和7年2月26日）

【大船渡市の取組】

◎ 被災者の日常生活に関する相談支援（大船渡市）

被災者見守り・相談支援事業により、大船渡市が大船渡市社会福祉協議会への業務委託により実施。

支援員4名を配置し、応急仮設住宅入居者等の孤立防止のための見守り活動、日常生活の相談支援を行う。事業期間は2年間を想定。

事業の概要・スキーム



出典：岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第3回）資料 抜粋

【民間団体（大船渡よりそい・みらいネット）による取組】

認定特定非営利活動法人 フードバンク岩手

【大船渡よりそい・みらいネットの概要】

大船渡よりそい・みらいネット

無料相談会のお知らせ

- ・住宅再建のこと ・住宅ローン ・相続関係
 - ・仕事や収入のこと ・子どもや家庭のこと
- ※住宅への被害が無かった方の相談やその他生活相談等にも対応しています。
(予約不要ですがお待たせする場合がございます。)

開催日：3月22日(土曜日)
3月23日(日曜日)
3月28日(金曜日)
3月29日(土曜日)

時間：10:00～15:00(上記4日間とも同時間です)

場所：サン・リア 1F 多目的ルーム

(※4月以降も継続開催いたしますが会場未定のため日時が決まり次第お知らせいたします。)

相談員：弁護士、災害支援・福祉関係 NPO 職員等
問合せ電話番号：0192-47-4701 (NPO 法人きょうせい大船渡)
(※大船渡よりそい・みらいネット「無料相談の件で」とお伝えください。)



相談員：平成28年台風10号豪雨災害後に設立した岩泉よりそい・みらいネットで活動したNPO職員と弁護士が中心となり13名で活動

対象者：林野火災後何かしら困りごとを抱えている人であれば誰でもOK(住家の被害の有無には関係ない)

方法：直接窓口に来てもらう、必要に応じて訪問を行なう

【付属資料 2】

「災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成プログラムに関する調査」 調査概要

- 1 調査実施者
岩手県立大学社会福祉学部 講師 高木 善史（研究代表者）
- 2 調査期間
令和6年9月3日（火）から令和6年9月18日（水）まで
- 3 調査対象／回答数
県内 33 市町村の防災部署・福祉部署／33 市町村
※ 1 自治体あたり 2 件の回答 （N = 回答者数）

1 災害ケースマネジメントの主体となる部署（N = 37）

（1）担当部署の状況

決定している	13
未定	24

（2）担当部署名

福祉課	7
総務課	5
防災課	7
健康福祉課	2
生活課	1
地域福祉課	1
長寿福祉課	1

保健福祉センター	1
保健福祉課	1
町民課	1

2 災害ケースマネジメントの主体となる部署において想定される役割

（N = 57）

庁内関係部局との連携会議等の設置	32
災害ケースマネジメント推進会議の開催	13
平時における災害ケースマネジメントの課題を整理	27
災害ケースマネジメントの要領・手引き等の作成	20
災害ケースマネジメントに係る研修会の企画、運営	10
岩手県被災者台帳システム入力等の訓練	16
庁内外の関係者との具体的な訓練	21
関係する機関、民間団体との連携体制の構築（協力協定の締結等を含む）	27
被災者支援の体制整備	23
被災状況の情報収集・整理・伝達	23
被災者アウトリーチ支援（直接支援）	11
被災者アウトリーチ支援の本部立ち上げ・運営（指示系統）	13
アウトリーチ支援の記録管理	15
事業評価	11
その他（未定）	9

3 災害ケースマネジメントに係る被災者支援の想定される実施機関（実施者）（N=57）

保健医療福祉専門職の団体（保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士等）	27
地域支え合いセンター	5
社会福祉協議会（地域支え合いセンター以外）	43
地域包括支援センター	38
介護等事業者	15
相談支援事業所（障害者・障害児福祉）	18
弁護士・司法書士	9
NPO 等団体	13
民生委員・児童委員	22
消防団	8
防災士	3
青年会議所	1
宅地建物取引業協会・不動産関係	3
学生ボランティアサークル	0
その他（未定、自治体）	12

4 災害ケースマネジメントに係る被災者支援において想定される活動時期（N=57）

発災直後から避難所運営段階まで（在宅等支援含む）	12
避難所閉所検討から応急仮設住宅供与段階まで（在宅等支援含む）	16

応急仮設住宅供与段階以降（在宅等支援含む）	11
すべての時期	13
未定	20

5 災害ケースマネジメントに係る被災者援において想定される活動内容（N=57）

発災直後の応急的対応が必要な被災者の発見及び支援	22
日常生活の自立支援が必要な被災者の発見及び支援	31
住まいの再建が必要な被災者の発見及び支援	25
経済的支援が必要な被災者の発見及び支援	22
就労支援が必要な被災者の発見及び支援	12
家族関係の支援が必要な被災者の発見及び支援	14
在宅等への訪問支援が必要な被災者の発見及び支援	22
必要な支援へのつなぎ・連携	37
その他	11

6 災害時、庁内の他部署との連携を想定しているか（N=37）

はい（想定している）	27
いいえ（想定していない）	0
未定	10

7 (問 6 において) 連携が想定される他部署名・連携内容

部署名 (例)
総務・危機管理部門、健康・保健部門、地域福祉、介護・地域包括支援センター、障害福祉、児童福祉・子ども家庭センター、教育、都市計画・まちづくり・建築、消防、税務関係
連携内容 (例)
(総務・危機管理部門) 災害対応全般 (災害対策本部、被害状況の把握、情報連携)、防災計画、庁内連携の統括
(健康・保健、福祉関係) 支援を要する人の発見、集約及び相談支援 (アウトリーチ支援)、福祉避難所、関係機関 (社協・民生委員) との連携、健康管理
(まちづくり、建築関係) 住宅再建、公営住宅、住まいの支援
(税務関係) 被害認定及び罹災証明書の発行
(教育関係) 子どもの教育にかかる調整、連携

8 各市町村の消防団の災害時 (地震・風水害等) における体制・活動状況等

(1) 令和元年以降の災害時の消防団活動状況

消防団の出動状況 (N = 33)	
出動あり	31
出動なし	2
消防団の出動内容 (例)	

警戒巡視、広報活動、避難誘導、被害状況の確認、土のう設置、水防活動、倒木対策、土砂撤去 等

(2) 消防団の活動における課題

団員数の減少、高齢化、出動団員の確保 (平日の日中等)、組織の見直し 等

9 災害に関する研修の受講状況 (N = 56)

受講経験あり	43
受講予定	0
受講経験なし	13

10 (問 9 において) 災害に関する研修の受講内容 (N = 56)

災害ケースマネジメントに関すること	14
災害に関する法制度及び基礎知識	22
防災計画及び対応策	9
避難所設営と運営	10
支援スキルに関すること	0
その他	10
(例) 災害警戒本部・対策本部関係、気象情報を用いた防災に関する研修、防災士講習、被災者台帳システム関係、個別避難計画関係	

11 災害ケースマネジメントに関する研修の希望テーマ (N = 57)

災害に関する基礎知識 (災害概要、被災者支援の概要等)	36
ケースマネジメント (本部立ち上げ・運営・調整、本部の指揮・調整・連携、情報収集伝達等)	40
支援スキル (支援者に必要な姿勢・態度、状況把握、要支援者の発見方法、被災者とのコミュニケーション、記録方法等)	34
心のケア	7
アウトリーチ実施者のメンタルヘルスケア・健康管理	9
その他 (全国の実施事例 (好事例、失敗例どちらでも) 等)	3

災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成プログラムに関する調査票

※ に入力又はプルダウンリストから選択をお願いします。

市町村名	
担当課等名	
担当者職・氏名	
連絡先	電話番号
	メール

【問1】 災害ケースマネジメントの主体となる部局課等を教えてください。（1つ選択し記入）
※検討段階でも部局課までご回答ください

<input type="checkbox"/>	1	担当部局課等名	部	課	係
<input type="checkbox"/>	2	未定			

【問2】 災害ケースマネジメントの主体となる部局課の想定する役割について教えてください。（複数選択可）

<input type="checkbox"/>	1	庁内関係部局との連携会議等の設置
<input type="checkbox"/>	2	災害ケースマネジメント推進会議の開催
<input type="checkbox"/>	3	平時における災害ケースマネジメントの課題を整理
<input type="checkbox"/>	4	災害ケースマネジメントの要領・手引き等の作成
<input type="checkbox"/>	5	災害ケースマネジメントに係る研修会の企画、運営
<input type="checkbox"/>	6	岩手県被災者台帳システム入力等の訓練
<input type="checkbox"/>	7	庁内外の関係者との具体的な訓練
<input type="checkbox"/>	8	関係する機関、民間団体との連携体制の構築（協力協定の締結等を含む）
<input type="checkbox"/>	9	被災者支援の体制整備
<input type="checkbox"/>	10	被災状況の情報収集・整理・伝達
<input type="checkbox"/>	11	被災者アウトリーチ支援（直接支援）
<input type="checkbox"/>	12	被災者アウトリーチ支援の本部立ち上げ・運営（指示系統）
<input type="checkbox"/>	13	アウトリーチ支援の記録管理
<input type="checkbox"/>	14	事業評価
<input type="checkbox"/>	15	その他

【問3】 災害ケースマネジメントに係る被災者支援の実施機関（実施者）はどこを想定していますか。（複数選択可）

<input type="checkbox"/>	1	保健医療福祉専門職の団体（保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士等）
<input type="checkbox"/>	2	地域支え合いセンター
<input type="checkbox"/>	3	社会福祉協議会（地域支え合いセンター以外）
<input type="checkbox"/>	4	地域包括支援センター
<input type="checkbox"/>	5	介護等事業者
<input type="checkbox"/>	6	相談支援事業所（障害者・障害児福祉）
<input type="checkbox"/>	7	弁護士・司法書士
<input type="checkbox"/>	8	NPO等団体
<input type="checkbox"/>	9	民生委員・児童委員
<input type="checkbox"/>	10	消防団
<input type="checkbox"/>	11	防災士
<input type="checkbox"/>	12	青年会議所
<input type="checkbox"/>	13	宅地建物取引業協会・不動産関係
<input type="checkbox"/>	14	学生ボランティアサークル
<input type="checkbox"/>	15	その他

【問4】 災害ケースマネジメントに係る被災者支援では、どの活動時期を想定していますか。（複数選択可）

※時期は「災害ケースマネジメント実施の手引き」より抜粋

<input type="checkbox"/>	1	発災直後から避難所運営段階まで（在宅等支援含む）
<input type="checkbox"/>	2	避難所開所検討から応急仮設住宅供与段階まで（在宅等支援含む）
<input type="checkbox"/>	3	応急仮設住宅供与段階以降（在宅等支援含む）
<input type="checkbox"/>	4	すべての時期
<input type="checkbox"/>	5	未定

【問5】 災害ケースマネジメントに係る被災者支援では、どのような活動内容を想定していますか。（複数選択可）

- 1 発災直後の応急的対応が必要な被災者の発見及び支援
- 2 日常生活の自立支援が必要な被災者の発見及び支援
- 3 住まいの再建が必要な被災者の発見及び支援
- 4 経済的支援が必要な被災者の発見及び支援
- 5 就労支援が必要な被災者の発見及び支援
- 6 家族関係の支援が必要な被災者の発見及び支援
- 7 在宅等への訪問支援が必要な被災者の発見及び支援
- 8 必要な支援へのつなぎ・連携
- 9 その他

【問6】 災害時、庁内他の部局課と連携することが想定されていますか。（1つに○）

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 未定

【問7】 問6で「1 はい」とお答えの市町村に伺います。想定する「連携部署名」及び「その内容」について教えてください。

1 連携部署名	①	課	②	課	③	課
2 連携内容	④	課	⑤	課	⑥	課

【問8】 貴自治体設置の消防団が、災害時（**地震・風水害**）においてどのような体制で活動しているのか、出勤状況や出勤内容について教えてください。分かる範囲で構いませんのでご回答をお願いします。

- 1 消防団名
- 2 現在の消防団員の総数は約何人ですか？ 約 人
- 3 災害時の出勤頻度はどの程度ですか？ 年 回程度 月 回程度
- 4 令和元年以降の災害時における出勤について

- ① 出勤なし
- ② 出勤あり

「② 出勤あり」とお答えの市町村は、災害時の出勤内容について教えてください

5 現在の出勤における主な課題は何ですか？

6 その他

【問9】 災害に関する研修を受けた経験はありますか。

- 1 はい
- 2 受講予定
- 3 いいえ

【問10】 問9で「1 はい」「2 受講予定」とお答えの市町村に伺います。その研修内容について教えてください。

1 受講時期 年 月頃

2 受講者（複数選択可）

① 回答者本人

② 部課内の他の担当者

③ その他

3 研修内容（複数選択可）

① 災害ケースマネジメントに関すること

② 災害に関する法制度及び基礎知識

③ 防災計画及び対応策

④ 避難所設営と運営

⑤ 支援スキルに関すること

⑥ その他

【問11】 災害ケースマネジメントの希望する研修内容を教えてください。（複数選択可）

- 1 災害に関する基礎知識（災害概要、被災者支援の概要等）
- 2 ケースマネジメント（本部立ち上げ・運営・調整、本部の指揮・調整・連携、情報収集伝達等）
- 3 支援スキル（支援者に必要な姿勢・態度、状況把握、要支援者の発見方法、被災者とのコミュニケーション、記録方法等）
- 4 心のケア
- 5 アウトリーチ実施者のメンタルヘルスケア・健康管理
- 6 その他

【問12】 その他、災害ケースマネジメントに関するご意見・ご要望等ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

※集計の必要上、エクセルのままでご送信下さい。PDF化など形式を変えないようお願いします。

【様式例】

①健康被害調査票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：発災初期の保健師等による健康調査で活用されたもの。

②在宅生活者調査票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：発災初期から在宅生活者の戸別訪問で使用された調査票。

③生活支援シート（世帯の基本情報）【H28 台風 10 号／岩泉町】

④支援記録【H28 台風 10 号／岩泉町】

：生活支援員の聞き取りにバラツキが出ないようにするために活用。

⑤個人票【H28 台風 10 号／岩泉町】

：岩泉よりそい・みらいネットが相談内容の記録及び共有のために使用。

⑥生活復興プラン【H28 鳥取県中部地震】

：個別訪問に被災世帯の状況を把握し、実態調査をもとにケース会議で個々の生活復興プランを作成。

⑦ヒアリングシート「被災者健康相談票（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」【内閣府】

：「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」（R7.10.5 付け事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）・厚生労働省健康・生活衛生局健康課長）



内閣府（防災）HP
調査票ダウンロードページ

【参考文献等】

- 内閣府（防災担当）「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和5年3月）
- 徳島県「徳島県災害ケースマネジメント手引書」（令和5年3月）
- 高知県「高知県災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き」（令和6年4月）
- 福島県「福島県災害ケースマネジメントの手引き」（令和7年3月）
- 高木善史,伊藤隆博,吉田航（2025）：アウトリーチ人材育成に特化した災害ケースマネジメント研修の教育的効果,都市防災研究論文集 12 巻

【ガイドライン作成に当たって御意見をいただいた有識者】

- 岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議 構成員等

（構成員）

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 齋藤 昭彦 | 岩手県立大学社会福祉学部 客員教授（座長） |
| 斉藤 穰 | 岩手県社会福祉協議会 事務局次長兼総務部長（副座長） |
| 阿部 知幸 | いわて NPO 災害支援ネットワーク（災害中間支援組織） 理事 |
| 鈴木 悠太 | いわて NPO 災害支援ネットワーク（災害中間支援組織） 会員 |
| 安部 信二 | 久慈市生活福祉部社会福祉課 課長 |
| 日向 信二 | 葛巻町総務課課長補佐 |

（オブザーバー参加）

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 山屋 理恵 | いわて被災者支援センター センター長【第3回】 |
| 吉江 暢洋 | 川上・吉江法律事務所 弁護士（岩手弁護士会所属）【第4回】 |

- アウトリーチ人材育成プログラム研究実施者

高木 善史 岩手県立社会福祉学部 講師